

年金業務にかかる留意事項

農業者年金基金 業務分掌

令和7年4月1日現在

No.1

No.2

No.3

No.4

No.5

資料6

担当部署		担当業務	担当			
企 画 調 整 室	企画調整グループ TEL:03-5919-0332 FAX:03-5919-0373	中期計画・年度計画に関すること	長沼			
		ホームページに関すること	☆小山			
		統計に関すること	☆佐藤			
	加入推進グループ TEL:03-5919-0332 FAX:03-5919-0373	加入推進第1チーム (加入推進・普及資材に 関すること)	・基金主催の各種会議に関すること ・加入推進に係わる研修会の役職員派遣 ・各種普及資料・表彰事業・優良事例集	★ 和 国	☆筒井 島田 篠原	
		加入推進第2チーム (業務委託費等に関す ること)	・受託機関主催担当者研修会への職員派遣 ・基金への来訪研修に関すること ・総合指導事業業務委託費(全国段階) ・業務指導等委託費(都道府県段階) ・農業者年金業務委託手数料(市町村・JA) ・新規加入者状況調査・貢献度調査		☆南 角田 松本	
総 務 部	総務課 TEL:03-5919-0333 FAX:03-5919-0373		・運営評議会委員に関すること	☆本田		
		・個人情報開示請求、法人文書開示請求に関すること ・審査請求に関すること	☆本田			
業 務 部	適用・収納課 TEL:03-5919-0335 FAX:03-3355-0851	・被保険者の資格の審査及び決定に関すること ・被保険者証の交付等に関すること ・保険料の収納・還付に関すること	☆大野 松丸 秋葉 山本 藤井 藤田			
		給付課 管理班・債権管理班 TEL:03-5919-0336 FAX:03-3355-0851 裁定班・年金調整班 TEL:03-5919-0337 FAX:03-3355-0851	管理班	・死亡一時金の裁定に関すること ・振込不能・過払い金に関すること ・受給権者の諸変更に関すること ・死亡届・未支給年金に関すること	* 1	
	裁定班		・特例付加年金、経営移譲年金、農業者老齢年金 の裁定に関すること	* 2		
	年金調整班		・支給停止に関すること ・現況届及び差止めに関すること	* 3		
	債権管理班		・農地債権の管理、回収に関すること ・過払金の催告に関すること	☆大沢		
	情報管理課 TEL:03-5919-0338 FAX:03-3355-0851	・情報セキュリティに関すること ・農業者年金記録管理システムに関すること (利用手続、利用方法等)		☆野中 中村 保坂 勝又		
資 金 部	企画課 TEL:03-5919-0339 FAX:03-5919-0374	・年金給付等準備金の運用に係る運用評価に関すること	☆菅原 佐久間 中村			
	運用課 TEL:03-5919-0340 FAX:03-5919-0374	・年金資産の運用状況に関すること	☆八子 海老澤			
考査 TEL:03-5919-0370 FAX:03-3355-0851		・考査指導に関すること	☆平川 勝呂			
専門相談員 TEL:03-5919-0371		・被保険者、受給権者、その他個人等からの照会対応				

* 1…管理班全員で対応 (☆春日、加藤、高山、真喜屋、矢野、金子、松本(直))

* 2…裁定班全員で対応 (☆内村、佐々木、横田)

* 3…年金調整班全員で対応 (☆郡司、栗原、松本(周)、小川)

≪「担当」欄の☆は課長(室長)補佐及び副考査役を表しています。≫

各一般社団法人 都道府県 農業会議 事務局長
公益社団法人 神奈川県 農業会議 事務局長
公益社団法人 ひょうご 農林機構 兵庫県 農業会議 事務局長
各都道府県 農業協同組合 中央会 農業者 年金担当 部長
和歌山県、島根県、山口県、香川県、高知県、宮崎県、沖縄県
農業協同組合 農業者 年金担当 部長

} 様

独立行政法人 農業者 年金 基金
企 画 調 整 室 長
(公 印 省 略)

令和 7 年度の農業者年金オンラインセミナーの開催について（周知依頼）

農業者年金業務の推進につきましては、日頃から格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、独立行政法人農業者年金基金では、農業者年金制度の認知度向上及び全国の農業者等に対してメリット等を効率的かつ効果的に伝えることを目的として、令和 6 年度にオンライン形式によるセミナー（以下「オンラインセミナー」という。）を初開催したところです。

この度、令和 6 年度のオンラインセミナーの結果等を踏まえ、今後も継続して開催することとし、令和 7 年度については、下記により開催することにいたしました。

つきましては、貴都道府県段階業務受託機関（以下「都道府県」という。）の皆様におかれましては、この旨ご了知の上、管内の各市町村段階業務受託機関（県 1 J A におかれては各支店、以下「市町村等」という。）に対して、确实にお知らせいただくとともに、地域の農業者等に当該情報が届きますよう、下記 4 の内容についてご対応方よろしく願いいたします。

なお、周知等の際には、別添のチラシも併せてご活用いただきますよう、重ねてお願い申し上げます。

記

1 開催日時等

- ・ 第 2 回（令和 7 年度としては 1 回目）
日時：令和 7 年 5 月 29 日（木）15 時～16 時
テーマ：農業者年金と iDeCo の違い 徹底解説
- ・ 第 3 回
日時：未定（令和 7 年 8 月頃を予定）
テーマ：未定

- ・第4回
日時：未定（令和7年11月頃を予定）
テーマ：未定

- ・第5回
日時：未定（令和8年2月頃を予定）
テーマ：未定

※ 第3回以降の開催日時等（チラシ含む）については、決定次第、メールで周知いたします。

2 参加対象者

- ・農業者
- ・業務受託機関農業者年金業務担当者
- ・農業内外の団体など

3 参加条件等

- ・参加費無料
- ・事前登録制（チラシに記載の URL または 2 次元コードから予約フォームにアクセスいただき、登録をお願いします。）
- ・Web によるオンライン開催（Zoom を使用）となりますので、P C やタブレットなどの端末及びインターネット回線が必要です。なお、スマートフォン・タブレットからの参加の場合、「ZoomWorkplace アプリ」のインストールが必要です。

4 周知等について対応をお願いしたい内容

- ・都道府県が実施している広報の各種媒体へのチラシの掲載
- ・農業者等を対象とした研修会等の場におけるチラシの配布及び当該方法について、市町村等に働きかけ
- ・研修会等の開催に当たって、研修項目の1つとしてオンラインセミナーの視聴が可能となるよう、オンラインセミナーの開催日に合わせて開催日を決定するなど工夫しつつ開催する（他の農業内外の関係機関・団体等が開催する研修会等で、日程調整が可能な場合も含む）。
- ・市町村等が管理・運営を行う SNS アカウントやホームページにチラシを掲載いただくよう、市町村等に働きかけ
- ・地域の農業者等の自宅等に訪問した機会にチラシを配布いただくよう、市町村等に働きかけ
- ・市役所（役場）や J A の本支店などを会場として用意いただき、複数人がオンラインセミナーを視聴できる場を設定いただくよう、市町村等に働きかけ

（お問い合わせ先）

独立行政法人農業者年金基金

企画調整室 担当：國和、筒井、島田、篠原

T E L : 03-5919-0332 F A X : 03-5919-0373

第4 基金ホームページの利用

基金では、被保険者、受給（権）者、業務受託機関等関係機関はもとより広く国民一般に当基金の保有する情報の提供を行うことにより、農業者年金に対する理解の醸成を図り、もって農業者年金業務の円滑な推進に資することを目的としてホームページを設置しております。

ホームページでは、日頃、農業者年金基金業務を行う上で活用できる主なものを紹介しますので、当該冊子と合わせ、是非ともご利用願います。

ホームページアドレス：<https://www.nounen.go.jp/>

1. TOP (HOME) ページの紹介



ヤフーのカスタム検索で素早く探したい情報にたどり着けます。

業務受託機関向けの情報を掲載しております。

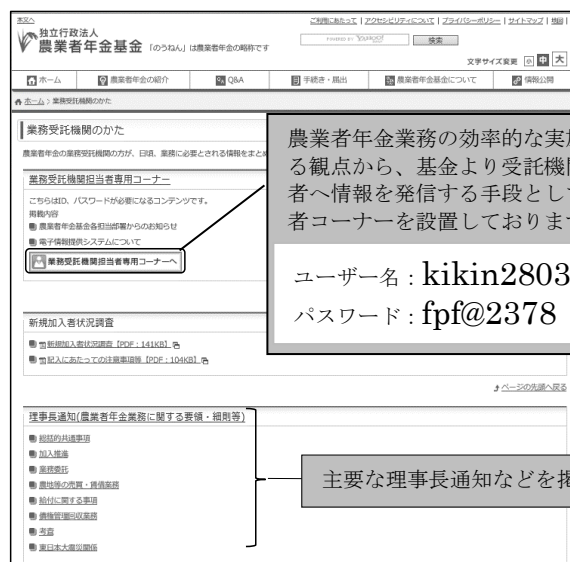
閲覧者の状況に合わせて見出しを設置しております。

自然災害により被害を受けた方へのお知らせなどの重要なお知らせを掲載しております。

2. 業務受託機関のかた向けコンテンツの紹介

日頃、業務受託機関が利用する情報として多いと思われるコンテンツを御紹介します。詳細は5を参照してください。

<https://www.nounen.go.jp/jutaku/>

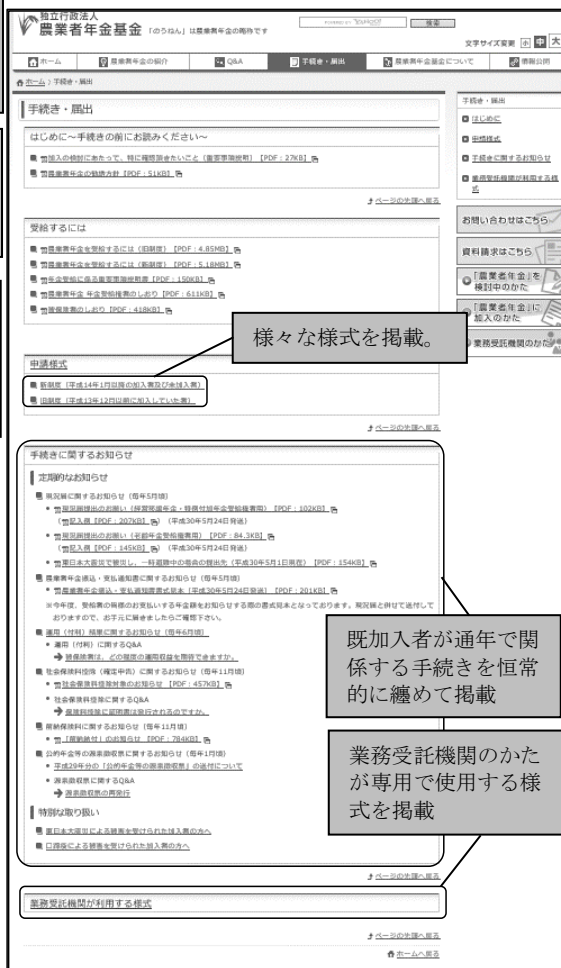


3. 手続き・届出の紹介

現在使用している新旧両制度の主な申請様式と主な手続きを紹介しております。

ホームページ上の様式については、プリントアウトしたものを使用できます。

<https://www.nounen.go.jp/kanyu/>



注) 業務受託機関担当者専用コーナーのユーザー名、パスワードは今後、変更することがあります。

企画調整室

お知らせ

加入推進関係の情報提供

加入推進ニュース

 [加入推進ニュース179号【PDF：3.63MB】](#) [過去の加入推進ニュース](#)[加入推進活動事例・広報事例等の紹介](#)

業務受託機関での具体的な加入推進活動事例や広報事例等を紹介しています。加入推進の取組の参考にしてください。

加入推進活動の手引き

市町村段階の受託機関向けとして手引きを作成しました。研修会等にご活用ください。

 [令和5年度版 加入推進活動の手引き【PDF：997KB】](#) 

加入推進名簿の作成と活用について

農業委員会とＪＡが共有する「加入推進名簿」の作成事例を紹介いたします。

 [農業委員会とＪＡが共有する「加入推進名簿」作成事例の紹介について【PDF：64KB】](#)  [ＪＡの管轄地域と農業委員会の管轄地域（市町村）が異なるケース１【PDF：382KB】](#)  [ＪＡの管轄地域と農業委員会の管轄地域（市町村）が異なるケース２【PDF：319KB】](#)  [ＪＡの管轄地域と農業委員会の管轄地域（市町村）が一致するケース【PDF：149KB】](#) 

加入推進名簿の作成と活用の方法を、事例も含めて掲載しています。

 [農業会議への通知文【PDF：64KB】](#)  [別紙 農業委員会向け（第2.2版）【PDF：443KB】](#)  [ＪＡ中央会等への通知文【PDF：64KB】](#)  [別紙 ＪＡ向け（第1.1版）【PDF：172KB】](#) 

見てわかる動画コーナー、加入推進実践DVDの動画データ

ダウンロード専用の動画データと動画を掲載している外部サイトへのリンクです。研修会等にご活用ください。

制度説明動画「農業者年金 加入のすすめ」（10分）  [\(ダウンロード版\)【ZIP：1.26GB】](#) [\(外部サイト\)](#)

↳  [「農業者年金 加入のすすめ」（イメージ）【PDF:4.33MB】](#) 

↳  [「農業者年金 加入のすすめ」（テキスト）【PDF:9.18MB】](#) 

加入推進実践DVD「みんなで農業者年金を広めよう！」

↳  [ダウンロード版\(低画質\)【ZIP：507MB】](#) [\(外部サイト\)](#)

↳  [ダウンロード版\(高画質\)【ZIP：2.59GB】](#)

加入推進用ロゴマーク、サウンドロゴ

 [農業者年金の加入推進用ロゴマークの設定について【PDF：101KB】](#) [ロゴ 画像データ\(jpg形式\)【JPEG：44KB】](#)  [ロゴ 画像データ\(PDF\)【PDF：59KB】](#) [農業者年金の新ロゴマークの使用マニュアル【PDF：8.88MB】](#) [農業者年金ラジオCM用サウンドロゴ【WAV：420KB】](#)  [農業者年金ラジオCM用サウンドロゴの使用マニュアル【PDF：3.12MB】](#) 

パンフレット、リーフレット、ポスターのデータ（基金作成・提供）

パンフレット、リーフレット（チラシ）の原稿データは、トップページから[パンフレット一覧](#)をクリックし、掲載されているPDFデータをご利用ください。

加入推進活動事例・広報事例等の紹介

都道府県段階業務受託機関での広報事例等

- [JAおきなわが作成した動画【ZIP形式：36MB】](#)
- [福井県農業会議テレビCM【MP4形式：840KB】](#)
- [高知県農業会議・JA高知県が作成した動画【ZIP形式：191MB】](#)
- [神奈川県農業会議・JA神奈川県中央会が作成した動画【ZIP形式：176MB】](#)
- [鳥取県農業会議 テレビCM【MP4形式：711KB】](#)
- [沖縄県農業会議、JAおきなわ バスラッピング公告【PDF:1.35MB】](#)
- [宮城県農業会議 WEBサイト、アプリを使ったPR【PDF：1.02MB】](#)
- [神奈川県農業会議・JA神奈川県中央会が作成したデジタルサイネージ広告【PDF：357KB】](#)
- [京都府農業会議作成チラシ「65歳のわたしへ」【PDF：3.09MB】](#)
- [近畿ブロック作成PR動画「すごい年金に入った人が言ってみた篇」【PDF：1.01MB】](#)
- [熊本県農業会議・JA熊本中央会作成PR動画「一人一人の農業者を応援する 農業者年金制度について」（外部サイトへ）](#)
- [岐阜県農業会議「戸別訪問トークレクチャー～ウィズコロナ・10分で伝わる加入促進トーク～」【PDF：404KB】](#)
- [埼玉県農業会議作成「加入推進マニュアル\(令和4年5月\)」\(農業委員・推進委員向け\)【PDF：450KB】](#)
- [埼玉県農業会議作成リーフレット「農業者年金制度のご案内」\(加入を検討している農業者向け\)【PDF：1.88MB】](#)
- [埼玉県農業会議作成動画「農業者は老後に備えどの商品を選べばよいか」\(外部リンク\)](#)
- [埼玉県農業会議作成動画「貯蓄だけで老後の不安は解消できるか」\(外部リンク\)](#)
- [兵庫県における取り組み～アンケート調査による説明会の実施～【PDF：222KB】](#)
- [「令和3年度 熊本県加入推進特別研修会」の動画\(外部サイトへ\)](#)
- [静岡県農業会議作成チラシ「しっかり積み立て、がっちりサポート。」【PDF：10.3MB】](#)

[ページの先頭へ戻る](#)

加入推進用グッズ、ラジオCM等の紹介

[ページの先頭へ戻る](#)

市町村・JAでの具体的な加入推進活動

- [令和4年度](#)
- [令和3年度](#)
- [令和2年度](#)
- [令和元年度](#)
- [平成30年度](#)
- [平成29年度](#)
- [平成28年度](#)
- [平成27年度](#)
- [平成26年度](#)
- [平成25年度](#)
- [平成24年度](#)
- [平成23年度](#)
- [平成22年度](#)
- [平成21年度](#)

[ページの先頭へ戻る](#)



独立行政法人
農業者年金基金 「のうねん」は農業者年金の略称です

Google 提供



文字サイズ変更 小 **中** 大

ホーム

農業者年金の紹介

Q&A

手続き・届出

農業者年金基金について

情報公開

農業者年金・6つのポイント

1. 農業者なら広く加入できる
2. 少子高齢時代に強い積立方式・確定拠出型の年金
3. 保険料は自由に決められる
4. 終身年金。80歳前になくなった場合には死亡一時金あり
5. 税制面で大きな優遇
6. 保険料の国庫補助

1人ひとりの
農業者を応援する
農業者年金



「農業者年金」を
検討中のかた

お問い合わせはこちら

資料請求はこちら

業務受託機関のかた

農業者年金基金の業務受託機関の方が、日頃、業務に必要とされる情報（申請様式、Q&Aなど）をご参考にまとめておりますので、用途に合わせてご利用ください。（一部の情報は認証が必要となります。）

反社会的勢力への
対応について

調達情報等

「農業者年金」を検討中のかた

- 特徴とメリット・よくある質問
- 加入資格
- 加入までの流れ
- 加入者・受給者の声

各種パンフレット



> パンフレット一覧

年金シミュレーター
あなたの年金額を
試算できます。

見てわかる
動画コーナー

オンラインセミナー

「農業者年金」に加入のかた

「農業者年金」を検討中のかたと併せてご覧ください。

- 農業者年金基金からのお知らせ
- 年金資産運用状況
- 申請様式
- 農業者年金を受給するには（新制度・旧制度）【PDF：4.37MB】

重要なお知らせ

- 電話相談の際の本人確認について
- 新型コロナウイルス感染症拡大の影響への対応について
- 自然災害等により被害を受けた場合【PDF：83KB】
- 独立行政法人農業者年金基金の事務所移転のお知らせ【PDF：91KB】
- システムメンテナンス期間における各種お手続きについて【PDF：121KB】

農業者年金の手続きに関するお知らせ

リンク > リンク一覧
以下のリンクを別ウィンドウで開きます

農林水産省
Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

NCA 全国農業会議所

全国農業協同組合中央会

e-Gov

パンフレット

チラシ

拡大してポスターとしても活用できます。
PDFファイルでご覧いただけます。



「長生きをマイナスにしたいくない」
【PDF：494KB】

パンフレット

農業者年金で生活の安定を考えませんか

すべての農業者の方に向けてわかりやすく解説したパンフレットです。
PDFファイルでご覧いただけます。



令和6年5月版「知って得する
農業者年金」農業者年金で生活
の安定を考えませんか？（単
頁）【PDF：7.29MB】

農業者年金の紹介

- ▶ 制度のご案内
- ▶ 農業者年金制度の改正について
- ▶ 年金額のご試算
- ▶ 年金資金の運用
- ▶ 統計資料

お問い合わせはこちら

資料請求はこちら

「農業者年金」を
検討中のかた

「農業者年金」に
加入のかた

業務受託機関のかた

リーフレット



令和6年5月版一般向けチラシ
【PDF：2.62MB】

すべての年代に向けて年金額の試算や
農業者年金の特徴を紹介



令和6年5月版女性向けチラシ
【PDF：1.84MB】

女性は男性より5年長生きであること
から、妻のみとなった場合の年金比較
を紹介



令和6年5月版39才以下向けチラシ
【PDF：2.04MB】

保険料の国庫補助額や要件について紹
介



令和6年5月版主に社年の方向けチ
ラシ【PDF：1.70MB】

保険料の社会保険料控除による節税効
果について紹介



農業者年金メリットチラシ簡易版
【PDF：315KB】

オンラインセミナー

令和6年度農業者年金オンラインセミナー

農業者の皆様に「農業者年金」のことをもっと知っていただきたいという思いから、オンラインセミナーを開催しました。セミナーのアーカイブ動画及び質疑応答集（当日回答できなかった質問に対する回答や補足説明も併せて追記しています。）を掲載しましたので、ご覧ください。

動画アーカイブ



- [令和6年度農業者年金オンラインセミナー～農業者の特権「農業者年金」の制度と活用方法ほったらかし・低リスク投資で資産形成～\(外部サイトへ\)](#)

質疑応答集

- [令和6年度農業者年金オンラインセミナー質疑応答集【PDF：245KB】](#)

農業者年金の紹介

- [制度のご案内](#)
- [農業者年金制度の改正について](#)
- [年金額のご試算](#)
- [年金資金の運用](#)
- [統計資料](#)

お問い合わせはこちら

資料請求はこちら

「農業者年金」を検討中のかた

「農業者年金」に加入のかた

業務受託機関のかた

見てわかる! 動画コーナー



- [農業者年金制度の説明用DVD「農業者年金加入のすすめ」の動画（制度の概要を説明したものです）\(外部サイトへ\)](#)



- [加入推進用DVD「みんなで農業者年金を広めよう!」の動画（外部サイトへ）](#)



- [全国農業会議所作成「いまから知っておきたい農業者年金」の動画（外部サイトへ）](#)



- [「農業者は老後に備えどのような商品を選べばよいか」\(外部サイトへ\)](#)



- [令和6年度農業者年金オンラインセミナー～農業者の特権「農業者年金」の制度と活用方法ほったらかし・低リスク投資で資産形成～\(外部サイトへ\)](#)



- [他の制度と農業者年金\(外部サイトへ\)](#)

農業者年金の紹介

- [制度のご案内](#)
- [農業者年金制度の改正について](#)
- [年金額のご試算](#)
- [年金資金の運用](#)
- [統計資料](#)

お問い合わせはこちら

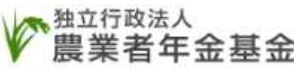
資料請求はこちら

「農業者年金」を検討中のかた

「農業者年金」に加入のかた

業務受託機関のかた

年金額シミュレーターの改修箇所



平成14年1月以降の加入者及び未加入者の方：ご試算

年金額シミュレーションの前提を入力してください

* 名前以外の前提項目はすべて半角文字で入力して下さい

標準設定

名前	姓 名
※「姓」「名」はそれぞれ全角7文字以内	農年 太郎
※(カナ)はそれぞれ全角10文字以内	姓(カナ) 名(カナ)
	ノウネン タロウ
加入年月 ※必須	←前月 当月 翌月→ 令和 7 年 3 月
性別	☒ 男性 ☐ 女性
生年月日 ※必須	平成 17 年 3 月 2 日
試算で設定する運用利回り(下の参考を参照) ※必須	2.0 %
旧制度の加入者でしたか? (特例配賦一時金を受給された方は「いいえ」としてください)	☐ はい ☒ いいえ
加入のしかたを次のAまたはBから選択してください	☒ A. 政策支援加入または2万円以上の保険料で通常加入されるかた ☐ B. 35歳未満の方で2万円未満の保険料で通常加入されるかた
A. 政策支援加入または2万円以上の保険料で通常加入されるかた	
政策支援の種類	加入区分 1 政策支援の種類はこちらをご覧ください
保険料月額(政策支援期間以外)	2 万 0 千円
B. 35歳未満の方で2万円未満の保険料で通常加入されるかた ※35歳未満の方は35歳になるまでの間、2万円未満の保険料を選択できます (下限は1万円)	保険料の引き下げについてはこちらをご覧ください
保険料月額	1 万 0 千円
追加欄	保険料月額
2万円以上の保険料で通常加入された方が保険料月額を変更した場合 ※誕生月からの変更になります。	1回目 45 歳から 3 万 0 千円 2回目 55 歳から 6 万 7 千円
保険料を納付する期間 ※必須	60 歳誕生月の前月分まで納付
受給開始年齢 ※必須	農業者老齢年金 75 歳 早める 遅らせる 特例付加年金 75 歳 早める 遅らせる

前提条件を全て入力されましたら右のボタンを押してください

シミュレーション

ノウネン タロウ

農年 太郎

様 あなたの保険料・年金額の試算額は次のとおりです

加入時年齢	20 歳	
保険料(月額)	2025 年 3 月(20 歳)~ 2040 年 2 月(34 歳)	10,000 円
	2040 年 3 月(35 歳)~ 2045 年 2 月(39 歳)	14,000 円
	2045 年 3 月(40 歳)~ 2050 年 2 月(44 歳)	20,000 円
	2050 年 3 月(45 歳)~ 2060 年 2 月(54 歳)	30,000 円
	2060 年 3 月(55 歳)~ 2065 年 2 月(59 歳)	67,000 円
	年 月(歳)~ 年 月(歳)	円
年金額(年額)	75 歳 ~	農業者老齢年金 1,331,100 円 特例付加年金 341,900 円 合計 1,673,000 円
	歳 ~	農業者老齢年金 円 特例付加年金 円 合計 円
保険料総額	11,460,000 円	
平均的な年金受給総額	農業者老齢年金	15,307,700 円
	特例付加年金	3,931,900 円
	合計	19,239,600 円

市町村（農業委員会）が加入推進員に直接支払う「謝金」について

市町村（農業委員会）において、新規加入者割手数料（新規加入者特別加算を含む）を「謝金」として支払う場合に必要と考えられる対応について、以下に事例として取りまとめていますので、参考にして下さい。

なお、この件については、同手数料における従前の活用方法を妨げるものではありませんので、ご留意下さい。

【基本的な考え方】

市町村（農業委員会）の加入推進員が新規加入者を獲得した場合の奨励金（以下、「奨励金」という。）は、農業者年金業務委託手数料交付要綱の別添「用途区分の説明（市区町村（農業委員会）」に規定のある「謝金」（農業者年金制度等の普及推進活動協力者に支払う謝金）として活用いただくことが想定されます。

しかし、このような奨励金を支払う場合、基本的に地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第4項の規定に基づき、報酬の額とその支給方法を条例で定める必要があります。

この地方自治法の規定を踏まえ、多くの市町村は「非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例」を制定し、農業委員会の会長や委員等への報酬を規定しているところですが、以下の対応事例のように、市町村の条例において、農業者年金の加入推進者に対する奨励金に類する謝金が弾力的に支払われるよう措置している市町村がみられます。

- ① 委員等の報酬額を定めた別表において、農業委員会の区分のほか、以下の新たな区分を設けた上で、報酬額を網羅的に列記することにより、農業者年金の加入推進活動に携わる農業委員、普及員 0B 等の加入推進者に対する謝金が支払われるように措置している事例。

区 分	区 別	報酬額
専門委員及び地方自治法第 203 条の 2 に規定するその他の委員その他の構成員	委員長、会長	月額 〇〇〇円
	委員	月額 〇〇〇円

- ② 委員等の報酬額を定めた別表の備考欄に「その他の非常勤特別職の職員については、予算の範囲内において各機関の長が町長と協議して定める額」と書き込むことにより、農業者年金の加入推進活動に携わる関係者に対する謝金が支払われるように措置している事例。

なお、現在、これらの事例のみならず、市町村の農業委員会と財政部局との連携により、農業者年金の謝金が弾力的に支払われる措置を講じている市町村がありますが、以上の対応事例を参考としつつ、奨励金を含む謝金の支払い方法についてご検討いただくことをお願いいたします。

また、支出区分に応じた支出理由の明確化を図る観点から、加入推進者のうち農業委員会に属さない者（普及推進活動協力者）については、「謝金」から奨励金を支払うこととし、加入推進者のうち農業委員会職員及び農業委員会臨時職員については、「給料手当」から奨励金を支払う必要があることに留意して下さい。

以上

農業協同組合が加入推進員に直接支払う「謝金」について

農業協同組合において、新規加入者割手数料（新規加入者特別加算を含む）を「謝金」として支払う場合に必要と考えられる対応を以下に事例として取りまとめているので、参考にしてください。

なお、同手数料における従前の活用方法を妨げるものではありませんので、ご留意下さい。

【基本的な考え方】

農業協同組合の加入推進員が新規加入者を獲得した場合の奨励金（以下、「奨励金」という。）は、農業者年金業務委託手数料交付要綱の別添「用途区分の説明（農業協同組合用）」に規定のある「謝金」（農業者年金制度等の普及推進活動協力者に支払う謝金）として活用いただくことが想定されます。

この点については、以下の要件を満たした上で奨励金を含む謝金の支払い方法をご検討いただくことをお願いいたします。

なお、支出区分に応じた支出理由の明確化を図る観点から、加入推進員のうちＪＡに属さない者（普及推進活動協力者）については、「謝金」から奨励金を支払うこととし、加入推進員のうちＪＡ職員及びＪＡ臨時職員については、「給料手当」から奨励金を支払う必要があることに留意して下さい。

1. 奨励金交付に必要な実施要領等の作成

実施要領等には、奨励金交付の目的、対象者、奨励金の内容、実施機関、手続き等を規定します。

実施要領等を組織として決裁する際には、職員管理担当部署との調整の上、決裁を行い、必要に応じて理事会等での承認を行う必要があります。

2. 奨励金交付に係る担当部署との調整等

奨励金を交付するに際しては、源泉徴収等の事務を担当する給与担当部署との調整の上、決裁を行う必要があります。

（注）参考として、「ＪＡおきなわ農業者年金新規加入奨励実施要領」を添付しています。

○ 農業者年金業務委託手数料（市町村段階委託費）について

I 令和7年度農業者年金業務委託手数料の積算について

令和7年度の農業者年金業務委託手数料の積算については、令和6年度同様の積算方針とすることとします。

1. 不用額が生じた場合の委託費の減額措置を実施

令和5年度までは、不用額が生じた場合委託費の減額措置を見送っていましたが、令和7年度予算の積算にあたっては、令和5年度実績で生じた不用額に応じ、減額措置を実施しました。

2. 激変緩和措置

（1）前年比95%を下回る額に対して適用

（2）措置割合は、1/2（従来どおり）

3. 上記に加えて、以下の見直しを実施しました。

（1）現場における加入推進のインセンティブ向上を図る観点から、「新規加入者数割手数料」を改定しました（別添「参考資料」を参照）。

○新規加入者数割手数料（単価改定）	令和6年度	令和7年度	増加額
・若者（39歳以下）及び女性の新規加入者	73,000円／人	98,000円／人	25,000円／人
・上記以外の新規加入者	65,000円／人	85,000円／人	20,000円／人

（2）昨今の物価上昇に伴って資材費等が高騰している状況を踏まえ、交付算定額の全体額に一定割合（5%）の加算を行いました（別添「参考資料」を参照）。

（3）新規加入者状況アンケートにおける業務受託機関貢献度割合の未提出分（不備を含む。）の勧奨を取り止め、業務受託機関の事務負担の軽減を図るとともに、郵送費高騰に伴う事務経費節減を図ります。

※ 未提出分については、一律「農業委員会」「農業協同組合」のそれぞれの貢献度割合を「0.5」として積算を行います。

また、農林水産省では「みどりの食料システム法」に基づき、農業者の方へ環境負荷低減の取組を促進していることから、当基金でもアンケートに二次元のバーコードをつけ周知することとしましたので、この二次元のバーコードが掲載されているアンケート用紙を使用してください。

Ⅱ 特別対策地域について

加入推進が遅れており、対応を強化すべき市域等に該当するとして特別対策地域に指定された農業委員会及び農業協同組合につきましては、令和7年度も引き続き特別対策地域加算として配分を行いました。

Ⅲ 適正な農業者年金業務委託手数料の経理及び会計実地検査に向けた対応について

今年度も会計検査院より、6月下旬、基金への会計実地検査を行う旨連絡がありました。検査対象は、令和6年度農業者年金業務委託手数料が中心になると思われます。既にお願ひしておりますが、農業者年金業務委託手数料の額（交付通知額）が大きい業務受託機関においては、通常の実績報告書類のほか、帳簿等の関係書類の提出をお願いします。

なお、前年度の会計実地検査を踏まえた、対応のポイントは、以下の3点です。

（1）適正な実績報告書の提出及びその期限の厳守

会計実地検査時に実績報告書が提出されていないこと自体が、指摘となります。

また、5月末の提出期限から会計実地検査までの期間が限られており、事前チェック等をしっかり行い万全の体制で検査に臨むためにも、5月末の提出期限を厳守いただく必要があります。

（2）農業者年金業務とその他業務の区分経理

業務受託機関は、農業者年金業務の専門機関ではありませんので、農業者年金業務とその他の業務に係る経理は、区分して行う必要（※）があります。人件費であれば、業務日誌を日々整理してその他の業務と区分し、事務用品など農業者年金業務とその他の業務で共通して使用するものに係る費用は、合理的に按分するなど、適切な区分経理を行う必要があります。

※必ずしも業務受託機関の会計上の勘定を区分する必要はありません。ただし、農業者年金業務に係る支出が一覧出来る帳簿類の整備をお願いします。

（3）業務委託手数料支出の妥当性やその証拠となる資料の整備

領収証や稟議書などの証拠書類を、所定の期間、適切に保管ください。

（了）

○ 令和7年度 業務委託手数料単価表

配 分 事 項 等		単 価 (円)	備 考
1 市区町村（農業委員会）			
(1) 業務運営経費			
①-1 農委数割手数料（基本額）		30,000	
①-2 “（加算額：届出処理件数）		1,400	
② 農委統合割手数料		40,000	
③ 被保険者比例割手数料		700	
④ 受給権者比例割手数料		600	
⑤ 経営移譲年金裁定者数割手数料		17,500	
⑥ 特例付加年金裁定者数割手数料		19,500	
⑦ 老齢年金裁定者数割手数料（旧制度）		1,400	
⑧ “（新制度）		1,400	
⑨ 経営継承事前指導数割手数料		8,500	
⑩ システム利用割手数料		500	
⑪ 新規加入者状況調査手数料		1,000	
(2) 推進活動等経費			
⑫ 加入推進名簿管理割手数料		11,000 ～27,000	
⑬-1 新規加入者数割手数料（若者（39歳以下）及び女性）		98,000	単価改定
⑬-2 “（上記以外）		85,000	単価改定
⑭-1 加入推進対策会議・研修会実績割手数料		14,500	
⑭-2 “（農委・JA連携加算適用）		18,850	
⑮ 広報実績割手数料		9,500	
⑯ 戸別訪問等実働者数割手数料		8,000	
⑰ 活性化組織割手数料（活動基本額）		8,000	
“（加算額）		10,000 ～15,000	
“（激変緩和措置）		一定額	
(3) 激変緩和等措置		一定額	
(4) 調整額		一定額	
(5) 新規加入者特別加算		10,000	
(6) 特別対策地域加算		300,000	
(7) 物価上昇加算		合計額の5%	新設
2 JA			
(1) 業務運営経費			
①-1 農協本所割手数料（基本額）		30,000	
①-2 “（加算額：届出処理件数）		1,400	
② 合併数割手数料		80,000	
③ 農協支所数割手数料		4,000	
④ 代行市町村手数料		70,000	
⑤ 被保険者比例割手数料		700	
⑥ 受給権者比例割手数料		250	
⑦ 収納活動割手数料		200	
⑧ 経営移譲年金裁定者数割手数料		17,500	
⑨ 特例付加年金裁定者数割手数料		6,500	
⑩ 老齢年金裁定者数割手数料（旧制度）		1,400	
⑪ “（新制度）		1,400	
⑫ 経営継承事前指導数割手数料		8,500	
⑬ システム利用割手数料		500	
⑭ 新規加入者状況調査手数料		1,000	
(2) 推進活動等経費			
⑮ 加入推進名簿管理割手数料		11,000 ～27,000	
⑯-1 新規加入者数割手数料（若者（39歳以下）及び女性）		98,000	単価改定
⑯-2 “（上記以外）		85,000	単価改定
⑰-1 加入推進対策会議・研修会実績割手数料		14,500	
⑰-2 “（農委・JA連携加算適用）		18,850	
⑱ 広報実績割手数料		9,500	
⑲ 戸別訪問等実働者数割手数料		8,000	
(3) 激変緩和等措置		一定額	
(4) 調整額		一定額	
(5) 新規加入者特別加算		10,000	
(6) 特別対策地域加算		300,000	
(7) 物価上昇加算		合計額の5%	新設

令和 7 年度農業者年金業務委託手数料の積算について（市区町村）

【 積 算 内 訳 】

（１）業務運営経費

①- 1 農委数割手数料（基本額）

30,000 円（令和 7 年 4 月 1 日現在の農業委員会の業務取扱事務手当等）

ただし、農業者年金業務が生じない場合は、配分を行わない。（届出処理実績がなく、被保険者＋受給権者が 0 人の場合が、これに該当する）

① - 2 農委数割手数料（（加算額）届出処理件数）

1,400 円×（当該市区町村の令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月の間の届出処理件数（経営移譲年金裁定請求、特例付加年金裁定請求、老齢年金裁定請求（新・旧）の届出を除く）
（基本額が 0 円の場合は、加算額の配分は行わない。）

② 農委統合割手数料

40,000 円×（当該市区町村の令和 6 年 4 月 2 日から令和 7 年 4 月 1 日までの間に合併等により減になった農業委員会数）

③ 被保険者比例割手数料

700 円×（当該市区町村の令和 6 年 3 月末現在の被保険者数）

④ 受給権者比例割手数料

600 円×（当該市区町村の令和 6 年 3 月末現在の受給権者数）

⑤ 経営移譲年金裁定者数割手数料

17,500 円×（当該市区町村の令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月の間の経営移譲年金裁定者総数）

⑥ 特例付加年金裁定者数割手数料

19,500 円×（当該市区町村の令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月の間の特例付加年金裁定者総数）

⑦ 老齢年金裁定者数割手数料（旧制度）

1,400 円×（当該市区町村の令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月の間の旧制度老齢年金裁定者総数）

⑧ 老齢年金裁定者数割手数料（新制度）

1,400 円×（当該市区町村の令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月の間の新制度老齢年金裁定者総数）

⑨ 経営継承事前指導数割手数料

8,500 円×当該市区町村の令和 5 年度特例付加年金受給可能者数を 4 で割った人数（単位未満は、四捨五入）

⑩ システム利用割手数料

500 円×（当該市区町村の令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月の間の届出書等をシステムで処理した件数）

各業務受託機関が各種届出書等をシステムで処理し、基金で処理が完了した場合に配分。

なお、システム処理とは、システムで届出書等を作成(必須項目「*」を入力)・出力すると同時に、送付書も作成・出力し、その両方の書類が基金に提出されること。また、進達を受けた農委については、システム上で届出書等の受付を行い、送付書を作成・出力の上、基金に提出することが該当する。

⑪ 新規加入者状況調査手数料

新規加入者に対して加入時に行う「新規加入者状況アンケート」の経費として、令和 5 年度の新規加入者 1 人あたり 1,000 円を配分。

(2) 推進活動等経費

⑫ 加入推進名簿管理割手数料

加入推進名簿の策定・補正を行い、提出のあった市区町村について、次の区分に応じた額を配分。（「令和 5 年度加入推進活動（計画・実施状況〈実績〉）管理表」の報告で対応。以下の⑭～⑰も同様）

名簿管理している加入対象者数	1～19人	20～49人	50～99人	100人～
配 分 額	11,000 円	16,000 円	23,000 円	27,000 円

⑬ 新規加入者数割手数料

1. 98,000 円×当該市区町村及び農業協同組合の令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月の間の新規加入処理決定総数のうち該当農業者数（新規加入の日において 39 歳以下の農業者または女性農業者）

2. 85,000 円×当該市区町村及び農業協同組合の令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月の間の新規加入処理決定総数のうち非該当農業者数（該当農業者以外の農業者）

上記の 1. 及び 2. それぞれについて、当該市区町村及び農業協同組合の協議・調整により、両業務受託機関の新規加入者獲得の貢献割合に応じて配分。

⑭ 加入推進対策会議・研修会実績割手数料

1. 14,500 円×当該市区町村で令和 5 年度に加入推進対策会議及び研修会を単独で開催した回数

なお、会議・研修会を開催したことがわかる関係資料（開催日・内容の項目がわかる議事次第等）が作成・保管されている場合に限り配分。

2. 18,850 円×当該市区町村で令和 5 年度に加入推進対策会議及び研修会を農業協同組合と合同で開催した回数

なお、農業委員会と農業協同組合が連携して加入推進対策会議・研修会を行っていることが、次第等で確認できる場合に限り配分。

⑮ 広報実績割手数料

9,500 円×当該市区町村で令和 5 年度に農業者年金の広報を実施した回数

農業者年金の広報とは、市町村の広報誌、その他関係機関・団体が発行している広報紙や新聞への記事掲載（取材記事含む）またはチラシ（基金作成も含む）の折り込み、及びチラシの配置やポスターの掲示。並びに有線放送の実施やホームページでの PR 等をいう。

なお、農業者年金を広報したことがわかるように、記事を掲載した月の広報紙等の関係資料（例えばチラシを挟み込んだ場合は、当該号の広報紙とチラシ）が作成・保管されている場合に限り配分。

⑯ 戸別訪問等実働者数割手数料

8,000 円×当該市区町村で令和 5 年度に戸別訪問等を実施した職員または普及推進者の人数（実人数）。

実施した職員または普及推進者の人数（実人数）には、下記⑰の活性化組織の戸別訪問等を行った人を含めない。

なお、加入推進記録簿またはそれに代わる加入推進活動根拠資料を作成・保管されている場合に限り配分。

⑰ 活性化組織割手数料

農業者年金加入者・受給者組織等の役員等が行う加入推進活動を含む制度普及活動を支援する経費の一部として、1 市区町村あたり当該市区町村の令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月の間の活性化組織の戸別訪問等を行った人の実人数×8,000 円を活動基本額として、当該市区町村の令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月の間の新規加入処理決定総数に応じ、加算額（新規加入の日において 39 歳以下の新規加入者 1 人あたり 15,000 円、40 歳以上の新規加入者 1 人あたり 10,000 円）を上乗せして配分する。

活動基本額の配分は、活性化組織の戸別訪問等の活動実績について加入推進記録簿等が作成・保管されている場合に限り配分する。

なお、上記による算定の結果、活性化組織割手数料が令和 6 年度と比較して著しい減額となった場合は、一定割合を活性化組織割手数料における激変緩和措置として配分する。

ただし、活動基本額が 0 円の場合は、加算額及び激変緩和措置の上乗せ配分は行わない（活性化組織割手数料の配分なし）。

また、当該経費の執行管理は、市区町村（農業委員会）とする。ただし、当該経費を市区町村（農業委員会）の裁量権により当該組織へ交付（再委託は除く。）することは差し支えないものである。

（3）激変緩和等措置

上記（⑰活性化組織割手数料を除く）の合計額が令和 6 年度交付予定額（活性化組織割手数料を除く）と比較して著しい減額があった場合は、一定割合を激変緩和措置として配分。

(4) 調整額

令和5年度の業務委託手数料の不用額率（令和5年度返還額／令和5年度支払額×100）に応じ、上記の合計額（激変緩和等措置までの全てを含む）から以下の「調整額」を控除する。

- ①不用額率が40%以上・・・・・・積算した合計額から当該合計額の20%を控除
- ②不用額率が20%以上40%未満・・・・積算した合計額から当該合計額の10%を控除
- ③不用額率が5%以上20%未満・・・・積算した合計額から当該合計額の5%を控除

(5) 新規加入者特別加算

10,000円×（当該市区町村及び農業協同組合の令和5年4月～令和6年3月の間の新規加入処理決定総数。当該市区町村及び農業協同組合の協議・調整により、両業務受託機関の新規加入者獲得の貢献割合に応じて配分。）

(6) 特別対策地域加算

300,000円（若い農業者または女性農業者の新規加入実績が、目標に対して低位であり、かつ、加入対象者の残数が多い市区町村・農業協同組合地域等の内、特別対策地域に指定された当該市区町村・農業協同組合に配分。）

(7) 物価上昇加算

上記（（1）～（6）までの全てを含む）の合計額の5%を配分。

令和 7 年度農業者年金業務委託手数料の積算について（農業協同組合）

【 積 算 内 訳 】

（１）業務運営経費

①- 1 農協本所割手数料（基本額）

30,000 円（令和 7 年 4 月 1 日現在の契約農業協同組合の業務取扱事務手当等）

ただし、農業者年金業務が生じない場合は、配分を行わない。（届出処理実績がなく、被保険者＋受給権者が 0 人の場合が、これに該当する）

① - 2 農協本所割手数料（（加算額）届出処理件数）

1,400 円×（当該農業協同組合の令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月の間の届出処理件数（経営移譲年金裁定請求、特例付加年金裁定請求、老齢年金裁定請求(新・旧)の届出を除く）
（基本額が 0 円の場合は、加算額の配分は行わない。）

② 合併数割手数料

80,000 円×（当該農業協同組合の令和 6 年 4 月 2 日から令和 7 年 4 月 1 日までの間に合併により減になった契約農業協同組合数）

③ 農協支所数割手数料

4,000 円×（当該農業協同組合の令和 6 年 4 月 1 日現在の農業者年金業務を扱う支所(店)数）

④ 代行市町村手数料

70,000 円（令和 6 年 4 月 1 日現在の代行市町村）

⑤ 被保険者比例割手数料

700 円×（当該農業協同組合の令和 6 年 3 月末現在の被保険者数）

⑥ 受給権者比例割手数料

250 円×（当該農業協同組合の令和 6 年 3 月末現在の受給権者数）

⑦ 収納活動割手数料

200 円×（当該農業協同組合の令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月の間の納付記録総数）

⑧ 経営移譲年金裁定者数割手数料

17,500 円×（当該農業協同組合の令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月の間の経営移譲年金裁定者総数）

⑨ 特例付加年金裁定者数割手数料

6,500 円×（当該農業協同組合の令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月の間の特例付加年金裁定者総数）

- ⑩ 老齢年金裁定者数割手数料（旧制度）
1,400 円×（当該農業協同組合の令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月の間の旧制度老齢年金裁定者総数）
- ⑪ 老齢年金裁定者数割手数料（新制度）
1,400 円×（当該農業協同組合の令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月の間の新制度老齢年金裁定者総数）
- ⑫ 経営継承事前指導数割手数料
8,500 円×当該農業協同組合の令和 5 年度特例付加年金受給可能者数を 4 で割った人数（単位未満は四捨五入）
- ⑬ システム利用割手数料
500 円×（当該農業協同組合の令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月の間の届出書等をシステムで処理した件数）
各業務受託機関が各種届出書等をシステムで処理し、基金で処理が完了した場合に配分。
なお、システム処理とは、システムで届出書等を作成（必須項目「*」を入力）・出力すると同時に、送付書も作成・出力し、その両方の書類が基金に提出されること。また、進達を受けた農業協同組合については、システム上で届出書等の受付を行い、送付書を作成・出力の上、基金に提出することが該当する。
- ⑭ 新規加入者状況調査手数料
新規加入者に対して加入時に行う「新規加入者状況アンケート」の経費として、令和 5 年度の新規加入者 1 人あたり 1,000 円を配分。

（２）推進活動等経費

- ⑮ 加入推進名簿管理割手数料
加入推進名簿の策定・補正を行い、提出のあった農業協同組合について、次の区分に応じた額を配分。（「令和 5 年度加入推進活動（計画・実施状況〈実績〉）管理表」の報告で対応。以下の⑰～⑲も同様）

名簿管理している加入対象者数	1～19人	20～49人	50～99人	100人～
配 分 額	11,000 円	16,000 円	23,000 円	27,000 円

- ⑯ 新規加入者数割手数料
1. 98,000 円×当該市区町村及び農業協同組合の令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月の間の新規加入処理決定総数のうち該当農業者数（新規加入の日において 39 歳以下の農業者または女性農業者）
2. 85,000 円×当該市区町村及び農業協同組合の令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月の間の新規加入処理決定総数のうち非該当農業者数（該当農業者以外の農業者）

上記の 1. 及び 2. それぞれについて、当該市区町村及び農業協同組合の協議・調整により、両業務受託機関の新規加入者獲得の貢献割合に応じて配分。

⑰ 加入推進対策会議・研修会実績割手数料

1. 14,500 円×当該農業協同組合で令和 5 年度に加入推進対策会議及び研修会を単独で開催した回数

なお、会議・研修会を開催したことがわかる関係資料（開催日・内容の項目がわかる議事次第等）が作成・保管されている場合に限り配分。

2. 18,850 円×当該農業協同組合で令和 5 年度に加入推進対策会議及び研修会を市区町村と合同で開催した回数

なお、農業委員会と農業協同組合が連携して加入推進対策会議・研修会を行っていることが、次第等で確認できる場合に限り配分。

⑱ 広報実績割手数料

9,500 円×当該農業協同組合で令和 5 年度に農業者年金の広報を実施した回数

農業者年金の広報とは、農業協同組合の広報誌、その他関係機関・団体が発行している広報紙や新聞への記事掲載（取材記事含む）またはチラシ（基金作成も含む）の折り込み、及びチラシの配置やポスターの掲示。並びに有線放送の実施やホームページでの PR 等をいう。

なお、農業者年金を広報したことがわかるように、記事を掲載した月の広報紙等の関係資料（例えばチラシを挟み込んだ場合は、当該号の広報紙とチラシ）が作成・保管されている場合に限り配分。

⑲ 戸別訪問等実働者数割手数料

8,000 円×当該農業協同組合で令和 5 年度に戸別訪問等を実施した職員または普及推進者の人数（実人数）。

なお、加入推進記録簿またはそれに代わる加入推進活動根拠資料を作成・保管されている場合に限り配分。

（３）激変緩和等措置

上記の合計額が令和 6 年度交付予定額と比較して著しい減額があった場合は、一定割合を激変緩和措置として配分。

（４）調整額

令和 5 年度の業務委託手数料の不用額率（令和 5 年度返還額／令和 5 年度支払額×100）に応じ、上記の合計額（激変緩和等措置までの全てを含む）から以下の「調整額」を控除する。

- ①不用額率が 40%以上・・・積算した合計額から当該合計額の 20%を控除
- ②不用額率が 20%以上 40%未満・・・積算した合計額から当該合計額の 10%を控除
- ③不用額率が 5%以上 20%未満・・・積算した合計額から当該合計額の 5%を控除

（５）新規加入者特別加算

10,000 円×（当該市区町村及び農業協同組合の令和５年４月～令和６年３月の間の新規加入処理決定総数。当該市区町村及び農業協同組合の協議・調整により、両業務受託機関の新規加入者獲得の貢献割合に応じて配分。）

（６）特別対策地域加算

300,000 円（若い農業者または女性農業者の新規加入実績が、目標に対して低位であり、かつ、加入対象者の残数が多い市区町村・農業協同組合地域等の内、特別対策地域に指定された当該市区町村・農業協同組合に配分。）

（７）物価上昇加算

上記（（１）～（６）までの全てを含む）の合計額の５％を配分。

○ 使途区分の説明（市区町村（農業委員会）用）

使 途 区 分		説 明（使途内容）
手当に類するもの	報酬・給料・手当等 （超過勤務手当を除く）	・ 委託業務を執行する一般の職員及び会計年度任用職員等の給料等（手当などを含まない基本の俸給又は報酬）、手当等（手当のうち管理職手当、扶養手当、地域手当、期末手当、勤勉手当、通勤手当及び住居手当に該当するもの等）及び社会保険料等の法定福利費
	超過勤務手当	・ 委託業務を執行する一般の職員及び会計年度任用職員等の超過勤務手当（＝時間外勤務手当）
	謝金	・ 農業者年金に関する研修会等の講師に支払う謝金 ・ 農業者年金制度等の普及推進活動協力者（農業委員会の委員、農業者年金受給者等組織の役員等）に支払う謝金
旅費に類するもの	費用弁償	・ 委託業務に協力する農業委員会の委員等に対する農業者年金に関する研修会等への出席、現地活動、講師依頼等に要する旅費
	普通旅費	・ 委託業務を執行する一般の職員及び会計年度任用職員等に対する農業者年金業務担当者会議、研修会等への出席、現地活動、講師依頼等に要する旅費
事務費 （又は庁費）に類するもの	需用費	・ 消耗品費（①各種事務用品（コピー用紙、ファイル、筆記用具等）の代価、②パンフレット類及び図書等の代価等） ・ 燃料費（自動車用の燃料の代価） （注）代価は、受託機関の自己財源との費用分担が必要。 ・ 会議費（会議等開催時の茶及び弁当の代価（ただし、弁当代への支出は、1日の勤務時間を通じ実施する会議、研修会等に参加するための日当（昼食代を含む。）が支給されていない者を対象とする。）） （注）代価は、受託機関が定める金額又は単価の範囲内。 ・ 印刷製本費（会議、研修会等資料の印刷代・製本代） ・ 光熱水料（電気料、水道料、ガス料及びその計器使用料） （注）料金及び使用料は、受託機関の自己財源との費用分担が必要。
	役務費	・ 通信運搬費（郵便料、電話料、運送料等） ・ 広告料（新聞その他の媒体への広告掲載料） ・ 派遣会社との契約（派遣職員用）
	使用料及び賃借料	・ 会場借料（会議、研修会等の会場借上料） （注）借上料は、受託機関が定める金額又は単価の範囲内。 ・ 複写機及び駐車場使用料、高速代等 （注）使用料は、受託機関の自己財源との費用分担が必要。 （注）国の予算により補助対象となっているものを除く。
	備品購入費 （又は備品費）	・ 委託業務の執行に要する器具機械類及び導入に係る諸費用（パーソナルコンピューター等） ・ 農業者年金事業関係書類の整理・保管に必要な事務用の器具機械類（書類整理庫、保管庫等）
補助金に類するもの （委託費は除く）		・ 市区町村（農業委員会）へ配分された活性化組織割手数料を市区町村（農業委員会）の裁量権により農業者年金加入者・受給者組織等へ交付する補助金

○ 使 途 区 分 の 説 明 （ 農 業 協 同 組 合 用 ）

使 途 区 分		説 明（使途内容）
手 当 に 類 するもの	給料手当	・ 委託業務を執行する常勤職員の給料（手当などを含まない基本の俸給）、職員手当等（手当のうち管理職手当、扶養手当、地域手当、期末手当、勤勉手当、通勤手当及び 住居手当に該当するもの等）及び社会保険料等の法定福利費 ・ 委託業務を執行する常勤職員の超過勤務手当（＝時間外勤務手当） ・ 委託業務を執行する（又は委託業務を執行する常勤職員を補助する）臨時雇用職員（一般的な雇用契約により雇用される者）の報酬又は賃金（社会保険料等の法定福利費を含む。）
	謝金	・ 農業者年金に関する研修会等の講師に支払う謝金 ・ 農業者年金制度等の普及推進活動協力者（農業者年金受給者等組織の役員等）に支払う謝金
旅 費 に 類 するもの	旅費	・ 委託業務を執行する常勤職員に対する農業者年金業務担当者会議、研修会等への出席、現地活動、講師依頼等に要する旅費 ・ 委託業務に協力する組合員組織の役員等に対する農業者年金に関する研修会等への出席、現地活動、講師依頼等に要する旅費
事 務 費 に 類するもの	会議費	・ 会議費（会議等開催時の茶及び弁当の代価（ただし、弁当代への支出は、1日の勤務時間を通じ実施する会議、研修会等に参加するための日当（昼食代を含む。）が支給されていない者を対象とする。）） （注）代価は、受託機関が定める金額又は単価の範囲内。 ・ 会場借料（会議、研修会等の会場借上料） （注）借上料は、受託機関が定める金額又は単価の範囲内。
	宣伝広告費	・ 広告料（新聞その他の媒体への広告掲載料）
	通信費	・ 通信運搬費（郵便料、電話料、運送料等）
	雑役務費	・ 派遣会社との契約（派遣職員用）
	印刷・消耗品費	・ 印刷製本費（会議、研修会等資料の印刷代・製本代） ・ 複写機等使用料 （注）使用料は、受託機関の自己財源との費用分担が必要。 ・ 消耗品費（各種事務用品（コピー用紙、ファイル、筆記用具等）の代価）
	図書・研修費	・ 図書費（パンフレット類及び図書等の代価）
	水道光熱費	・ 光熱水料（電気料、水道料、ガス料及びその計器使用料） （注）料金及び使用料は、受託機関の自己財源との費用分担が必要。
	消耗備品費	・ 委託業務の執行に要する器具機械類及び導入に係る諸費用（パーソナルコンピューター等） ・ 農業者年金事業関係書類の整理・保管に必要な事務用の器具機械類（書類整理庫、保管庫等）
	車両費	・ 燃料費等（自動車用の燃料の代価、駐車場代、高速代） （注）代価は、受託機関の自己財源との費用分担が必要。

○業務委託手数料に係る年間スケジュール等

	当 該 年 度	前 年 度
4 月	4/1：交付予定額通知（基金→業務受託機関） 下旬：交付請求書の提出 （業務受託機関（都道府県段階業務受託機関経由）→基金）	
5 月	下旬：委託手数料の支払（基金→業務受託機関）	末日：実績報告書（添付書類含む）の提出期限 （業務受託機関（都道府県段階業務受託機関経由） →基金）
6 月	末日（※）：加入推進活動管理表（計画）の提出 （業務受託機関→都道府県段階業務受託機関）	
7 月～10 月		
11 月	末日（※）：加入推進活動管理表（実施状況）の提出 （業務受託機関→都道府県段階業務受託機関）	
12 月～3 月		

※：原則です。都道府県の事情により前後することが可能です。

（実績報告の関係書類等）

資 料 名 等	提 出 先 等
①実績報告書【様式第3号】	受託機関（都道府県段階業務受託機関経由）→基金
②加入推進活動管理表【様式第2号】	
③業務日誌（年度集計）【様式例第6号】	
④チェックシート	
⑤業務日誌（月別）【様式例第5号】	・農委及びJAそれぞれ全国交付通知額10位以内の業務受託機関（別添4のとおり）については、都道府県段階業務受託機関経由で基金へ提出 ・その他の受託機関については、提出の必要はありませんが、必ず作成をお願いします。
⑥業務委託手数料の収支が分かる帳簿	
⑦人件費単価の根拠資料（人件費計算シート等）	
⑧農業者年金業務に係る費用をその他の費用と按分して計上する場合の根拠資料（費用按分計算シート等）	
⑨活性化組織への補助金支出関係書類（交付決定通知、実績報告書及び交付要綱）	
⑩領収証等の証拠書類	

注：上記書類については、交付要綱第9の規定に基づき、各業務受託機関において交付対象の事業年度の翌年度から起算して5年間保管願います。

新規加入者状況アンケートについて

1. 「新規加入者状況アンケート」は、加入推進の効果の検証と今後の必要な見直し・検討のための重要な基礎資料となっています。また、質問の中には、制度担当官庁である農林水産省担当部署からの要請で設けられている設問もあり、政策年金としての 効果検証のための基礎データとしても使用されています。
2. これまで行ってきた業務受託機関貢献度割合の未提出分の勧奨については、勧奨の結果、大半が「0.5 の折半との回答」であることを踏まえ、令和 7 年度より、未提出分の勧奨を取り止めて、業務受託機関の事務負担の軽減を図るとともに、郵送費高騰に伴う事務経費の節減を図ります。

＜未提出分の今後の取り扱い＞

※「農業委員会及び農業協同組合」、それぞれの貢献度割合を「0.5」とする。

3. なお、当該アンケートについては、本来加入申込書と同時に提出されるものではありませんが、仮にその時点では提出がなされなくとも、後日（令和 6 事業年度分の最終提出期限は、令和 7 年 8 月末まで。）提出があれば、その際申し出て頂いた貢献度割合に応じて整理（手数料の算出計算）を行いますのでご協力をお願いします。

適用・収納課関係

〈説明のポイント〉

※ 市区町村段階の業務受託機関に対して、担当者会議・研修会等を通じて周知・徹底をお願いします。

1 令和6年度事務処理状況調査の結果及び令和7年度事務処理状況調査の実施について（参考資料：3ページ）

令和6年9月1日から9月20日まで、業務受託機関の皆様に事務処理状況調査（以下「調査」という。）を行っていただいた結果、4業務受託機関、5件の事務処理遅延の報告がありました。事務処理遅延が発覚した届出書等の内訳は、死亡関係届出書が4件、支給停止関係届出書が1件となっております。

また、遅延の原因としては、①届出書の進捗管理を行っていなかった、②人事異動時の引継ぎが行われていなかった、③通常業務が多忙で年金業務を後回しにし、提出を失念していた等です。

令和7年度の調査は、令和6年度と同時期（9月）に行う予定としています。事務処理状況調査を行うことを知らない業務受託機関や事務処理状況調査後に事務処理遅延が発生した業務受託機関もあることから、遅延防止の観点からも必ず調査を行うよう周知をお願いします。

なお、8月中旬頃に調査のお願いの通知をメールで送付する予定です。

2 加入申込書の取扱い

資格及び保険料関係の届出書等については、原則、毎月15日以前の営業日までに基金に到着したものに対して当月内に処理を行っています。それ以降に受付けた届出書等は、基金の審査業務の流れに沿って当月又は翌月に処理を行っています。

令和7年度末の新規加入申込書の処理についても、この流れで処理を行う予定としており、令和8年3月16日（月）までに基金で受付けた加入申込書は令和7年度のカウントとなるように処理しますのでご注意ください。

3 提出された届出書等（資格関係・保険料関係）に係る基金からの返戻内容について（返戻が多い事例について）（参照資料：4ページ）

基金に提出された届出書の審査時において、不明な部分があった際には、農

業委員会又はＪＡに電話照会を行う等して、迅速な処理を行うよう対応しているところでは、

しかしながら、電話で確認するだけでは対応できない届出書等については、農業委員会又はＪＡに返戻し、整備を行った上で再提出するようお願いしています。

返戻となる事例ですが、①添付書類漏れ、②戸籍謄（抄）本等のコピーを添付した際の原本証明漏れ、③政策支援区分３で加入する際の家族経営協定書の必要項目漏れが多く見受けられます。

また、届出書等の返戻ではありませんが、複写式様式（加入申込書、保険料振替口座変更申出書）の基金提出用以外（各控え）の基金への送付も相当数見受けられます。

特に「ＪＡ控え」は「貯金口座振替届出書」を兼ねておりますので基金へ送付はせず、口座振替が滞ることなく行われるよう速やかなご対応をお願いします。

届出書等の返戻は、処理決定までに時間を要することとなり、被保険者の皆様へご迷惑をおかけすることとなりますので、迅速な処理のご協力をお願いします。

業務受託機関における事務処理遅延事例

業務受託機関名	届出書名	遅延等に至る経緯	原因	改善策	加入者等の負担
A農業委員会	農業者年金死亡関係届出書 (様式第K31号の1) 農業者年金経営移譲年金支給停止事由該当届及び特例農業者老齢年金裁定請求書(様式第57号)	令和5年4月に就任した担当者は、異動後間もなく農業委員会の本来業務で手一杯となり、農業者年金記録確認システムの設定や活用には慣れないため、受付事務処理を後回しにし、JAより送付のあった届出書を自分の机の下の棚にしまい込んでいた。 令和6年7月下旬から当該担当者が体調不良のため療養休暇を取得することとなったため、机の書類の確認整理を行ったところ、届出書等2件を発見し、未処理であることを確認した。	担当者が届出書等の受付処理を行わず、自分の机の下の棚にしまい込んだことで、他職員による確認ができなかった。また、農業者年金記録確認システムの利用設定登録が担当者1名のみであったため、他の職員による「処理状況照会」の確認ができていなかった。	市の文書管理規程を遵守し、文書管理事務を行う。 受付した届出書等の保管場所及び保管方法を再度職員間で周知徹底する。 農業者年金記録管理システムの利用設定登録を複数名の職員で行う。 管理者は、1ヶ月に1回、届出書等の保管状況及び進捗状況を受付簿及び農業者年金記録管理システムにより確認する。	未支給年金の支払が遅れた。(様式第K31号の1)
B農業委員会	農業者年金死亡関係届出書 (様式第K31号の1)	令和4年4月から担当となった者は、農業委員会の本来業務で手一杯となり、農業者年金業務を後回しにし、JAから送付のあった届出書等を自分の机の引出にしまい込んでいた。 令和6年4月から担当となった者も、前任者が机の引出にしまい込んでいた届出書等の存在は知らなかった。	人事異動の際に届出書等の引継ぎが行われていなかったこと、管理者による定期的な届出書等の進捗管理が行われていなかった。	担当者の人事異動の際は管理者が立ち会い、届出書等の引継ぎを行う。 事務取扱要領の規程を遵守し、受付処理簿の記載を行う。 管理者は、農業者年金記録管理システムの利用を開始する。	未支給年金の支払が遅れた。
C農業委員会	農業者年金死亡関係届出書 (様式第K31号の1)	今回、事務処理状況調査及び現況届未提出者一覧表等の送付があり、その確認処理をしていた際に事務処理遅延が発覚した。 JA側では届出書等を受付後、農業委員会へ進達しているとのことであったため、農業委員会担当者が探すも見つけれず、前々任者の補助によっても発見できなかったことから、当初、異動時に誤って廃棄書類に混入したのではないかと想定された。 進達のあった届出書等の受付処理簿は付けておらず、内容を確認後、農業委員会受付印を押印し基金へ送付していたが、事務局長の外、係一人体制で執務を遂行していたこと、届出の時期が農業者の農繁期が過ぎ、農地の権利移動が活発化してきた時期で他の業務と重なったため、届出処理の失念に至り、事務処理遅延及び紛失事案が発生した。	当市農業委員会事務局は、事務局長(農政課長併任)と係長の2名体制で業務を遂行しており、事務処理は係長が全て対応していた。 業務は担当者が1人でやっており、事務処理遅延の原因となった時期は、農業者の農繁期が過ぎ、農地の権利移動が活発化してきた時期であり、他の業務と重なったことにより事務処理を失念してしまった。 処理を失念したまま人事異動となったため、後任への引継ぎが行われなかった。 事務処理要領の規程を知らず、受付処理簿への記載を行っていなかった。 管理者は死亡等確認の声掛けはしていたが、受付処理簿の存在を知らなかった。	1. 担当者の人事異動の際には管理者も立ち会い、届出書等の引継ぎを行う。 2. 受け付けた届出書等は受付簿に記載後、速やかに進達処理を行う。 3. 事務取扱要領の規程を遵守し、受付処理簿の記載を行う。 4. 管理者は定期的に届出書等の進捗を受付処理簿等により確認する。 5. 係員は届出書等の処理について決裁を受ける。 6. 毎月末日に、処理中の届出書等の進捗状況についてJA担当者へ連絡を入れる。 7. 令和6年度から農業者年金記録管理システムの利用を開始し、上記3と4の項目を同システムで行う。 8. これまで一人でやってきた業務を事務局長(農政課長併任)との作業分担化を徹底し、再発防止に努める。	未支給年金の支払が遅れた。
D農業委員会	農業者年金死亡関係届出書 (様式第K31号の1)	R6.9.5に農業者年金以外の農業委員会の未処理書類を捜索中、今回事務処理遅延となった届出書等一式を発見したため、前任者に処理状況について確認したところ、農業委員会の他業務で手一杯となり農業者年金の事務処理を後回しにし、基金から返戻された届出書等を自分の書類箱にしまい込んで提出を失念していたとの説明を受けた。 その後、前任者が人事異動に伴い書類を整理する際も本届出書等の存在に気づかないまま、後で片づけるつもりで、その他の書類とともに書類箱に入れ、農業委員会の倉庫に保管してしまっていた。	未処理の届出書等をそのまま放置していた。 受付処理簿の返戻日欄の記載を怠っていた。 農業者年金記録管理システムによる「処理状況照会」の確認を行っていなかった。	提出及び返戻された届出書等はその都度処理を行い、保管したままにしないようにする。なお、保管する場合は、鍵付きの所定の場所に保管し、複数人で処理が済んでいないことを確認できる状態にする。 受付処理簿に返戻日や再送日、処理結果等の記載を行い、受付処理簿を見れば届出書等の処理状況が分かるようにする。 毎月、農業者年金記録管理システムによる「処理状況照会」の確認を管理者及び担当者で実施する。未処理状態でJAへ返戻している届出書等については、JAに進捗状況を確認する。	未支給年金の支払が遅れた。

返戻とならぬよう基金提出前のチェックのお願い

「加入資格関係」

添付書類や必要事項の記載漏れ等のため、返戻となるケースが見受けられます。特に多い事例は、下記のとおりとなりますので、ご留意の上、提出してください。

政策支援加入(区分3)加入に関連して

1. 添付書類漏れ

政策支援加入(区分3)の場合、「農業者年金政策支援加入申込書兼政策支援加入への変更等申出書(様式第2号)」に家族経営協定書の写し、家族経営協定書を締結した方との親族関係が分かる戸籍謄(抄)本又は住民票の写しの添付が必要です。

添付書類については、農業者年金業務の手引き(以下、「手引き」という。)①-41「添付書類」を参照してください。

2. 原本証明漏れ

戸籍謄(抄)本又は住民票の写しの原本のコピーを添付する場合は、原本証明が必要です。手引き①-358～359「4 戸籍謄抄本及び住民票の写しの原本返還手続き」に原本証明の記載例がありますので、参照してください。

3. 「家族経営協定書」の必要条項漏れ

政策支援加入(区分3)については、家族経営協定書に①経営計画の策定、②収益分配、③将来の経営移譲の3項目が必要ですが、当該項目が漏れているケースが見受けられます。

手引き①-94 に必要となる3条項の説明と家族経営協定書(案)が掲載されておりますので、ご一読の上、家族経営協定書を作成してください。

4. 控えは提出しない JA(控)は保険料の自動振替の開始に必要。

複写式の様式「農業者年金通常加入申込書兼通常加入への変更申出書(様式第1号)」、「農業者年金政策支援加入申込書兼政策支援加入への変更等申出書(様式第2号)」、「農業者年金保険料振替口座変更・訂正届出書(様式第110号)」については、農業委員会(控)、JA(控)が添付(様式第110号はJA(控)のみ)されるケースが見受けられます。控えは処理完了までの重要な書類であり、特にJA(控)は、保険料の自動振替を依頼するための「貯金口座振替届出書」を兼ねておりますので、提出されないようお願いします。

ご不明な点は、適用・収納課(☎03-5919-0335)までご照会ください。

＜基金ホームページ掲載場所＞

<https://www.nounen.go.jp/> ホーム＞業務受託機関のかた＞業務受託機関担当者
専用コーナー＞業務マニュアル＞農業者年金業務の手引き

給付課関係

<説明のポイント>

1 令和6年度に発生した事務処理遅延について

年金裁定請求や死亡関係の事務処理については、個人からの提出後に速やかに処理いただいているところです。直近の「標準処理期間内の処理状況調査」(年2回ホームページで公開)をみても、標準処理期間以内(裁定請求関係60日、死亡関係75日)に事務処理を完了しているものが99.9%となっています。

農業者年金の届出書等に係る事務処理が6か月以上遅延した場合には、発覚の都度、業務受託機関より連絡をいただき、業務改善計画の提出をいただいているところです。

令和6年度は、41業務受託機関70件の届出書(被保険者関係13件、受給権者死亡関係43件、裁定請求関係12件、諸変更関係2件)について事務処理遅延の報告がありました。(別紙参照)

事務処理遅延は、本来あってはならない出来事ですので、令和7年度については、市町村段階の業務受託機関において事務処理遅延が発生しないよう取組んでいただくとともに、都道府県段階の業務受託機関においては、記録管理システムを利用して事務処理遅延が生じていないか確認していただくなどの取組をお願い致します。

2 提出された届出書等(死亡関係)に係る基金からの返戻内容について

死亡関係届出書の返戻事由の主なものは、

- ① 添付書類の原本証明がない (31%)
- ② 請求順位が相違している (28%)
- ③ 同一生計証明欄の証明がない (15%)

となっています。

これらに該当した場合、基金から対象業務受託機関に対して届出書を返戻することとなり、処理完了までに必要以上に時間を要し

たり、書類整備の間に処理を失念し、事務処理遅延となってしまう可能性も高まりますので、提出前に必ず確認をお願いします。

3 支払保留者に係る届出書等の提出勧奨について

平成30年度から令和3年度までの間は支払保留者に現況届を送付しない取扱いとしたことで令和3年8月時点で6,012件が所定の手続が取られず支払保留のままとなっていました。そのため、令和3年9月に業務部長通知を発出し、業務受託機関から届出書等の提出勧奨をしていただいたところ、令和7年3月処理時点で3,500件処理されました。これまでのご協力に感謝するとともに、残る2,512件の未処理案件について、引き続きご協力をお願いします。
(注釈)支払保留とは、業務受託機関又は日本年金機構の受給権者情報により、受給権者について死亡等の疑いがある場合に、基金が年金支払いの保留を行うこと。

4 未受給防止対策への協力依頼について

経営継承の事前説明等を行って頂く際には、「農業者年金を受給するには」(以下「パンフレット」という。)を用いて説明を行って頂くこととしていますが、令和6年度に行った考査指導の結果報告書によると、まもなく年金を受給する待期者等に対し、パンフレットを用いた説明・配付を行っていない業務受託機関が見受けられました。

このため、業務受託機関におかれましては、待期者等に対する事前相談会(経営継承の事前指導)や裁定請求時においては、このパンフレットを用いた説明・配付をお願いします。

また、今年度においても、6月中旬に当基金から業務受託機関に対し、「受給可能者等リスト」(請求すれば農業者年金の受給が可能な者や既に受給権を有しながら年金の裁定請求をしていない者等のリスト)を送付する予定です。

つきましては、この「受給可能者等リスト」を活用していただき、計画的な年金受給と年金の受給漏れの防止にご協力をお願いします。

なお、毎月、当基金から待期者等に対し、「受給開始時期等に関する事前通知」(ハガキ)や「農業者年金の請求手続のお知らせ」(封

書)等を送付していますので、待期者等からお問合せ等があったときは、「受給可能者等リスト」に基づき、裁定請求の手續等のご案内をお願いします。

5 令和7年度の現況届への協力依頼について

今年度は、5月15日付けで都道府県農業会議、市区町村農業委員会へ現況届提出対象者一覧表等の関係書類を送付し、5月22日以降順次、受給権者あてに現況届を発送する予定としています。

また、例年どおり、受給権者から農業委員会への提出は6月中、農業委員会から基金への提出は7月中としております。9月中に現況届が基金へ提出されない場合には11月以降の支払い(8月分～10月分)を差し止める予定としていますので、適正かつ円滑な事務の実施にご協力をお願いします。

6 振込不能及び未支給年金・死亡一時金未請求に係る届出書等の提出勧奨について

今年度も、10月下旬から11月上旬にかけて農業委員会及びJA宛てに振込不能者等の一覧表を送付します。該当者に対する各種届出書等の提出勧奨に御協力をお願いします。

(昨年度は基金事務所移転のため、令和6年8月中旬に送付しました。)

送付予定の一覧表の種類

農業者年金記録管理システム上の未支給年金残存者
未支給年金が振込不能となっている者
年金が振込不能となっている者
年金・未支給年金が未換金となっている者
死亡届処理済で死亡一時金未請求者

7 死亡関係届出書に関するQ&Aの紹介について

農業委員会及びJAのご担当者から、当基金に死亡関係届出書の事務手續に関するお問合せを頂いてるものの中で代表的な質問及びその回答をまとめた「農業者年金死亡関係届出書の事務手続きに関するQ&A」を、農業者年金基金ホームページの業務受託機関

担当者専用コーナーに掲載しております。

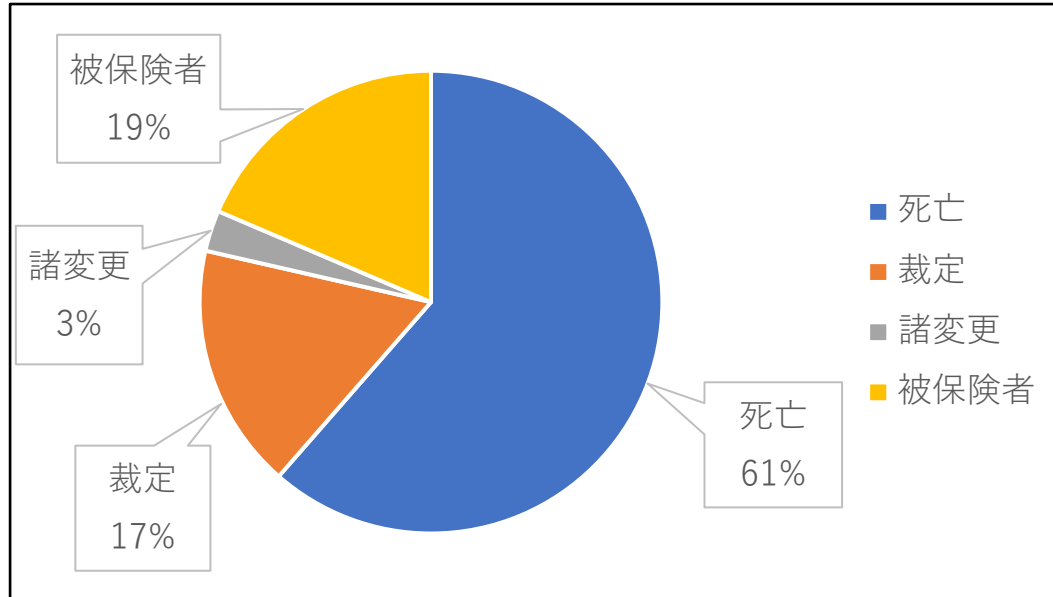
業務受託機関へ周知していただき、新しく農業者年金の担当になった方の事務手続きにご活用ください。

< 基金ホームページ掲載場所 >

<https://www.nounen.go.jp/> ホーム > 業務受託機関のかた > 業務受託機関担当者専用コーナー > 業務マニュアル

令和 6 年度事務処理遅延について

届出書の種類別割合



70件中、約6割（43件）が死亡関係。
残り4割が、裁定関係（12件）、諸変更
関係（2件）、被保険者関係（13件）。

主な発生原因

- ・ 机、キャビネットの中に保管して失念してしまった。
- ・ 受付簿を作成しておらず、処理状況を確認する方法がなかった。
- ・ 管理者が担当者を兼務しているため適正な管理が行われていなかった。
- ・ 年金以外の業務で手一杯となり年金業務を後回しにしていた。
- ・ 業務の多くの書類で決裁を受けていなかった。
- ・ 記録管理システム等による処理状況確認などの進捗管理を行ってなかった。
- ・ 人事異動の際の後任者への引継ぎが不十分であった。

主な改善策

- ・ 届出書等の処理状況を定期的に確認する。
- ・ 農委とJAの担当で定期的に処理状況の確認を行う。
- ・ 進捗がわかるよう受付管理簿を設置する。
- ・ 未処理書類の保管場所を統一し、鍵の掛かるキャビネットに保管。
- ・ 管理者は、月1回届出書の保管状況を確認する。
- ・ 定期的にシステムを活用して処理状況を確認する。
- ・ 返戻の書類を含む書類が担当者に届いた際は、上司に報告するとともに、受付・回覧して情報を管理者まで共有する。
- ・ 後任者へ引継ぎをする際、管理者立ち会いのもと、ファイル等を双方で確認しながら行う。

【情報管理課関係】

1 農業者年金記録管理システムについて

(1) 農業者年金記録管理システム利用促進取組方針について

第5期中期目標においては、農業者年金記録管理システム（以下「記録管理システム」という。）を利用可能な全ての業務受託機関が利用することを目指して着実に促進し、業務受託機関における業務の効率化や事務処理の進行管理等を進めるとともに、加入者等へのサービス向上に資することが掲げられたことから、「令和7年度農業者年金記録管理システム利用促進取組方針」を策定し、取り組んで参ります。

なお、本取組方針(案)については、業務受託機関等のご意見を踏まえて修正し、6月中に全業務受託機関あてに通知する予定です。

… 【資料 4-1】（4 頁）

(2) 令和6年度における記録管理システムの利用登録等の状況について

①利用登録状況（令和5年度末→令和6年度末）

農業委員会 78.2%→79.1%（前年度比 0.9 ポイント増）

農業協同組合 90.3%→90.1%（前年度比 0.2 ポイント減）

* 令和6年度農業者年金記録管理システム利用登録状況（都道府県別）

… 【資料 4-2】（6 頁）

②記録管理システムを利用した届出書等の作成割合（令和5年度末→令和6年度末）

農業委員会 36.88%→38.88%（前年度比 2.00 ポイント増）

農業協同組合 44.23%→47.75%（前年度比 3.52 ポイント増）

* 記録管理システムを利用した届出書の作成割合 … 【資料 4-3】（7 頁）

(3) 記録管理システム研修会への講師派遣について

ご要望をいただいた都道府県主催の記録管理システム研修会について、業務受託機関と調整の上、講師を派遣します。（令和6年度派遣実績：27 府県）

なお、研修会の開催が遅れる場合には、「農業者年金記録管理システムの操作手引き」を基金ホームページに掲載していますので、各業務受託機関において PowerPoint を「スライドショー」機能でご覧いただく等、ご活用ください。

＜基金ホームページ掲載場所＞

<https://www.nounen.go.jp/> ホーム＞業務受託機関のかた＞業務受託機関担当者専用コーナー＞農業者年金記録管理システム＞「農業者年金記録管理システム」をまだ利用していない業務受託機関のみなさへ

(4) 記録管理システムの利用者等を変更する場合の手続について

既に利用していないユーザ ID は、これを踏み台として悪意ある第三者等により記録管理システムを不正に利用されるおそれがあります。

このため、記録管理システムの管理責任者又は利用者に変更される場合には、管理責任者変更、利用者登録・削除等の手続の徹底をお願いします。

【参考】管理責任者又は利用者を変更するときの届出等

管理責任者又は利用者の変更	届出様式
管理責任者の変更	農業者年金記録管理システム管理責任者変更届(様式第3号)
利用者の変更 (新たな利用者の登録)	農業者年金記録管理システム利用者登録申請書(様式第2号)
利用者の変更 (前任者の利用者削除)	農業者年金記録管理システム利用者削除届(様式第8号)

※利用者の変更で、前任者は記録管理システムを利用していたが、後任者はパソコン操作等が不得手であったため、事務処理が一時的に滞るといった事案が報告されております。後任者の事務処理について遅延が発生しないよう、管理責任者等による確認をお願いします。

また、記録管理システムの利用については、利用マニュアルを記録管理システムトップページに公開しており、記録管理システムトップページは、以下の基金ホームページ掲載場所からアクセスできますので必要に応じてご確認ください。

<基金ホームページ掲載場所>

<https://www.nounen.go.jp/> ホーム>業務受託機関のかた>業務受託機関担当者専用コーナー>農業者年金記録管理システム>農業者年金記録管理システムのトップページ

(5) Edge による記録管理システムの利用について

記録管理システムは「Edge 通常モード」による利用登録(電子証明書の設定)を令和6年7月16日から開始しています。

また、利用マニュアル(改訂版)を記録管理システムトップページに掲載しております。

(6) 記録管理システム上の不要データの削除等について

令和6年度においては、処理状況確認の妨げとなる不要データとして、令和5年3月末以降に更新されていないデータ4,709件の削除を実施しました(業務受託機関から継続保存登録のあったデータを除く。)

今年度においても、更新されていないデータ量を確認した上で、基金において不要データの削除を行います。

つきましては、都道府県段階の業務受託機関あてに、作業の有無も含めて依頼メールを送信する予定ですので、市町村段階の業務受託機関への連絡をお願いします。(メール送信時期:7月上旬、報告期限:8月下旬)

(7) 令和7年度以降の記録管理システム改修について

記録管理システムの改修要望については、予算の制約等があることから、令和6年度と同様に緊急性等を踏まえて改修を検討することといたします。

2 農業者年金業務に係る個人情報保護対策等について

(1) 令和6年度農業者年金業務に係る個人情報保護対策等に関する管理状況等調査結果について

農業者年金業務を受託している全ての業務受託機関(2,345 機関)を対象に、基金の「個人情報保護管理規程」第9の16に基づき、業務受託機関における令和7年1月1日現在の農業者年金業務に係る個人情報関係書類の管理及び情報セキュリティ対策等の状況を確認することを目的として調査を実施しました。

市町村段階の業務受託機関の調査結果については、6月頃を目処に都道府県段階の業務受託機関へメールで送付する予定です。

また、調査結果及び対策については、本年度の会議等の機会に共有いたします。

市町村段階の業務受託機関及び都道府県段階の業務受託機関の担当者におかれましては、引き続き個人情報の適切な取扱い及び管理等を徹底していただくようお願いいたします。

(2) 個人情報の漏えい等の事案が発生した場合の報告方法について

業務受託機関において農業者年金の加入者や受給者、届出者等の個人情報が漏えい又は漏えいが疑われる事案が発生した場合は、情報管理課にご一報いただくとともに、通知に基づき当基金への報告をお願いいたします。

<基金ホームページ掲載場所>

<https://www.nounen.go.jp/>ホーム>業務受託機関のかた>業務受託機関担当者コーナー>

農業者年金加入者等の個人情報の漏えい等の事案が発生した場合の報告

令和 7 年〇月〇日
(独) 農業者年金基金

令和 7 年度農業者年金記録管理システム利用促進取組方針（案）

1. 概要

独立行政法人農業者年金基金（以下「基金」という。）では、業務受託機関が農業者年金事業を円滑に実施するために、農業者年金記録管理システム（以下「システム」という。）を提供しています。

システムでは、被保険者、受給権者等の最新の加入記録、受給記録等の確認、届出書等の作成、届出書等の処理状況及び処理結果の確認等をオンラインで行うことができるため、被保険者、受給権者等に対するサービスの向上、相談、指導業務の効率的な実施、事務処理の効率化等が期待できます。

令和 7 年 3 月 31 日現在、システム利用登録は、農業委員会は 79.1%、農業協同組合は 90.1%と順調に進捗しており、実際にシステムを利用した届出書等の作成割合については、農業委員会は 38.88%（対前年度比 2.00 ポイント増）、農業協同組合は 47.75%（対前年度比 3.52 ポイント増）と増加しています。

令和 7 年度においても、引き続き、システムの普及拡大及び利用促進に努めるものとしします。

2. 利用促進の目標

事務処理遅延の防止及び業務の効率化の観点から、届出書等の処理状況確認機能の活用を進めることとし、システムを利用可能な全ての業務受託機関（農業者年金業務を行っている支庁・支店等を含む。）がシステムを利用して届出書等を作成することを目標とします。

3. 取組の方法

（1）基金の対応

過去 1 年間システムを利用しなかった業務受託機関の回答を類型すると、次の 4 つに分類されました。

- ①利用方法がわからないため：105 機関（前年度 120 機関）
- ②利用手続きが面倒なため：17 機関（前年度 21 機関）
- ③届出が少ないため：389 機関（前年度 358 機関）
- ④利用できない環境のため：145 機関（前年度 148 機関）

①～③については、業務受託機関にシステムの利用方法、メリット等（システムの利用手続、操作は簡単で、機能も充実していること）について正しく理解していただくことで解決できるものと考えます。

このため、基金では、システムを利用していない業務受託機関に対して、現

地でのヒアリングや対応策の打合せを行い、システム利用を促す取組を行うとともに、システム利用方法習得のための教材（視認性の高いもの）を基金ホームページに掲載し、システムの利用方法、メリット等について情報提供を行います。

教材名：農業者年金記録管理システムの操作手引き

掲載場所：基金ホームページの「業務受託機関担当者専用コーナー」

また、④については、より多くの業務受託機関がシステムを利用できるような環境の改善を図るものとします。

さらに、都道府県段階の業務受託機関が行う利用の働きかけを支援するため、要請を受けて次の取組を行うものとします。

①市町村段階の業務受託機関別の管理対象加入者数等の情報提供

②都道府県段階の業務受託機関が開催するシステム研修会等への講師派遣

（２）都道府県段階の業務受託機関の対応

都道府県段階の業務受託機関は、市町村段階の業務受託機関に対して、

- ①システムの利用登録の指導（システムを利用できない事情がある場合は、その事情を解消するための相談対応）
- ②システムの利用方法の指導及び利用促進（特に、届出書等の作成機能及び処理状況確認機能）
- ③システム研修会の開催
- ④人事異動等によるシステム利用者交代時の適確な引継ぎの指導

をお願いします。

また、都道府県段階の業務受託機関が自らシステムの処理状況確認機能を活用し、管轄の市町村段階の業務受託機関において事務処理遅延が発生していないかを定期的に確認していただくようお願いします。

（３）市町村段階の業務受託機関の対応

市町村段階の業務受託機関は、

- ①システムの利用登録及びシステム利用（特に、届出書等の作成機能及び処理状況確認機能）
- ②都道府県段階の業務受託機関が開催するシステム研修会への参加
- ③人事異動等によるシステム利用者交代時の適確な引継ぎ

をお願いします。

なお、システムの利用手続、操作等がわからない場合は、基金情報管理課（TEL：03-5919-0338）又は都道府県段階の業務受託機関までお問い合わせいただき、原則としてシステムを利用した事務処理を行うように努めてください。

令和6年度 農業者年金記録管理システム利用登録状況(都道府県別)

(令和7年3月31日現在)

都道府県 コード	都道府県	農業委員会						農業協同組合					
		農業委員会数				登録率 (%)		農業協同組合数				登録率 (%)	
		R7. 3. 31 総数 ①	R7. 3. 31 登録数 ②	R6. 4. 1 登録数 ③	期中 増加数 ④ (②-③)	R7. 3. 31 登録率 ⑤ (②/①)	期中 増加率 ⑥ (④/①)	R7. 3. 31 総数 ⑦	R7. 3. 31 登録数 ⑧	R6. 4. 1 登録数 ⑨	期中 増加数 ⑩ (⑧-⑨)	R7. 3. 31 登録率 ⑪ (⑧/⑦)	期中 増加率 ⑫ (⑩/⑦)
01	北海道	176	158	158	0	89.8	0.0	102	100	100	0	98.0	0.0
02	青森県	40	40	40	0	100.0	達成済	10	10	10	0	100.0	達成済
03	岩手県	33	33	33	0	100.0	達成済	7	7	7	0	100.0	達成済
04	宮城県	34	24	24	0	70.6	0.0	10	10	10	0	100.0	達成済
05	秋田県	25	25	25	0	100.0	達成済	13	11	11	0	84.6	0.0
06	山形県	35	35	35	0	100.0	達成済	15	14	14	0	93.3	0.0
07	福島県	59	49	49	0	83.1	0.0	5	5	5	0	100.0	達成済
08	茨城県	44	41	41	0	93.2	0.0	17	17	17	0	100.0	達成済
09	栃木県	25	25	25	0	100.0	達成済	10	10	10	0	100.0	達成済
10	群馬県	35	28	28	0	80.0	0.0	15	11	11	0	73.3	0.0
11	埼玉県	63	21	21	0	33.3	0.0	15	9	9	0	60.0	0.0
12	千葉県	53	42	42	0	79.2	0.0	17	15	15	0	88.2	0.0
13	東京都	38	3	3	0	7.9	0.0	15	5	5	0	33.3	0.0
14	神奈川県	34	24	24	0	70.6	0.0	12	9	9	0	75.0	0.0
15	新潟県	30	29	29	0	96.7	0.0	8	6	6	0	75.0	0.0
16	富山県	15	15	15	0	100.0	達成済	14	12	12	0	85.7	0.0
17	石川県	19	19	19	0	100.0	達成済	15	15	15	0	100.0	達成済
18	福井県	17	17	17	0	100.0	達成済	2	2	2	0	100.0	達成済
19	山梨県	27	15	13	2	55.6	7.5	8	8	8	0	100.0	達成済
20	長野県	77	67	67	0	87.0	0.0	14	14	14	0	100.0	達成済
21	岐阜県	42	41	41	0	97.6	0.0	7	6	6	0	85.7	0.0
22	静岡県	35	35	35	0	100.0	達成済	10	10	10	0	100.0	達成済
23	愛知県	54	36	36	0	66.7	0.0	19	16	17	-1	84.2	-0.8
24	三重県	29	20	20	0	69.0	0.0	7	7	7	0	100.0	達成済
25	滋賀県	19	15	15	0	78.9	0.0	9	9	9	0	100.0	達成済
26	京都府	26	24	24	0	92.3	0.0	5	3	3	0	60.0	0.0
27	大阪府	43	8	8	0	18.6	0.0	14	10	9	1	71.4	7.1
28	兵庫県	40	33	33	0	82.5	0.0	14	12	12	0	85.7	0.0
29	奈良県	38	13	13	0	34.2	0.0	1	1	1	0	100.0	達成済
30	和歌山県	30	18	17	1	60.0	3.3	8	8	8	0	100.0	達成済
31	鳥取県	19	15	13	2	78.9	10.5	3	3	3	0	100.0	達成済
32	島根県	19	14	14	0	73.7	0.0	1	1	1	0	100.0	達成済
33	岡山県	27	22	22	0	81.5	0.0	2	2	2	0	100.0	達成済
34	広島県	23	12	12	0	52.2	0.0	5	4	4	0	80.0	0.0
35	山口県	18	18	18	0	100.0	達成済	1	1	1	0	100.0	達成済
36	徳島県	24	20	13	7	83.3	29.1	5	5	13	-8	100.0	達成済
37	香川県	17	10	10	0	58.8	0.0	1	1	1	0	100.0	達成済
38	愛媛県	20	20	20	0	100.0	達成済	11	11	11	0	100.0	達成済
39	高知県	34	23	23	0	67.6	0.0	5	4	4	0	80.0	0.0
40	福岡県	60	41	40	1	68.3	1.6	20	20	20	0	100.0	達成済
41	佐賀県	20	20	20	0	100.0	達成済	4	3	3	0	75.0	0.0
42	長崎県	21	20	18	2	95.2	9.5	7	5	5	0	71.4	0.0
43	熊本県	45	44	44	0	97.8	0.0	13	13	13	0	100.0	達成済
44	大分県	17	17	17	0	100.0	達成済	3	3	4	-1	100.0	達成済
45	宮崎県	26	26	26	0	100.0	達成済	1	1	1	0	100.0	達成済
46	鹿児島県	41	41	41	0	100.0	達成済	13	13	13	0	100.0	達成済
47	沖縄県	41	34	34	0	82.9	0.0	1	1	1	0	100.0	達成済
合 計		1,707	1,350	1,335	15	79.1	1.0	514	463	472	-9	90.1	0.0

(注) ・市町村、JAの合併等により合計欄の②-③と④及び⑧-⑨と⑩は一致しない場合がある。

・農業協同組合については、農業協同組合（支店等を含む）を単位とした利用登録としている。

記録管理システムを利用した届出書の作成割合

		農協利用	農委利用	届出書合計
平成27年度	件数	21,226	18,331	74,456
	割合	28.51%	24.62%	—
平成28年度	件数	22,751	19,417	75,036
	割合	30.32%	25.88%	—
平成29年度	件数	22,532	18,344	70,182
	割合	32.11%	26.14%	—
平成30年度	件数	22,775	19,556	63,793
	割合	35.70%	30.66%	—
令和元年度	件数	22,011	19,547	57,377
	割合	38.36%	34.07%	—
令和2年度	件数	22,287	19,567	55,591
	割合	40.09%	35.20%	—
令和3年度	件数	22,235	19,546	55,147
	割合	40.32%	35.44%	—
令和4年度	件数	22,103	18,986	53,557
	割合	41.27%	35.45%	—
令和5年度	件数	22,078	18,409	49,911
	割合	44.23%	36.88%	—
令和6年度	件数	22,819	18,581	47,786
	割合	47.75%	38.88%	—

資金部関係

(説明のポイント)

1 令和6年度(2024年度)における年金資産の運用状況(概算値)

【被保険者ポートフォリオ】

- ・令和6年度の運用結果(概算値)(※)(資料6p3)

総合収益 ▲17億円 修正総合利回り ▲0.6%

(準備金から補填を行う見込みです。)

(※)上記概算値は、6年度末時点で試算されたものであり、変動する可能性があります。なお、確定値は6月下旬の付利通知発送と合わせて公表予定です。

- ・令和6年度における運用環境

外国株式は、FRB(米連邦準備制度理事会)による大幅利下げの他、トランプ次期政権の減税や規制緩和といった経済政策への期待などにより株価は上昇しましたが、米関税政策等を受けて米景気の減速が懸念されたことにより株価は上昇幅を縮小しました。

国内株式は、円安進行等を背景に銀行・輸送用機器関連銘柄などが買われたことなどで、株価は上昇しましたが、米関税政策等を受けて米景気の減速が懸念されたことにより株価は下落しました。

外国債券は、FRBによる大幅利下げにより金利は低下(債券価格は上昇)しましたが、米大統領選におけるトランプ前大統領の勝利を背景とした米国のインフレ再燃懸念等を受けて金利は上昇(債券価格は下落)した後、米景気の減速が懸念されたこと等から金利は上昇幅を縮小するとともに、円高の影響を受けました。

国内債券は、円安の進行等により日銀の追加利上げが意識されたことで金利は上昇(債券価格は下落)しました。

- ・平成14年度から令和6年度までの運用実績(資料6p3)

平成14年度からの運用利回り(修正総合利回り)をみると、リーマン・ショックの影響により大きくマイナス(▲9.25%)となった年度(平成20年度)もありますが、5年の平均利回りでみると単年度のマイナスも薄まり、令和6年度までの23年間平均(幾何平均)では+2.9%を確保する見込みです。このように、運用結果については、長期的な視点でみることが肝要です。

【受給権者ポートフォリオ】(資料6p4)

- ・資産規模 1,099億円(令和6年12月末現在)
- ・受給権者に係る資産(年金原資)と債務(将来にわたって見込まれる年金給付及び死亡一時金の額)の評価額が一致することを目標に、様々な年限の国債で運用し、年金原資を安定的に確保しています。

【被保険者及び受給権者に係る危険準備金ポートフォリオ】(資料6p4)

- ・元本と流動性が確保されるよう、短期資産で確実に運用しています。

2 被保険者ポートフォリオの国内債券における自家運用の運用利回り及び ESG 投資の持続的な確保

資金運用委員会の了承を得て、「長期的な総合収益の確保」を前提としつつ、運用利回り及び ESG 投資の持続的な確保に資するよう、信用格付の状況等を踏まえ、令和 7 年度から、地方債及び財投機関債等の債券種別ごとの保有上限額を撤廃し、購入対象とする発行体の拡充を行いました。

(参考) 改正前 (令和 6 年度末現在) の自家運用の運用対象等

債券種別	発行体	保有上限額	対象年限
国債 政府保証債	制限なし	制限なし	【流通市場】 ① 3か月以内に発行された 10 年債 ② 残存期間 9 年 9 か月以上 10 年以下の超長期債 【発行市場】 10 年債 (ESG 債のみ)
地方債	6 発行体 ⇒ 8 発行体に拡充	約 30 億円/発行体 (合計 150 億円) ⇒ 合計については撤廃	
財投機関債等	8 発行体 ⇒ 12 発行体に拡充	同上 ⇒ 同上	

(以上)

非公表

令和6年度における年金資産の運用状況（概算値）
（令和6年4月～令和7年3月）

担当者限り

◎ 被保険者ポートフォリオ

【令和6年度】

通期（令和6年4月～令和7年3月）

(単位：億円)			
資 産	令和5年度末 時価総額	令和6年度 の総合収益 【概算値】	修正総合利回り 【概算値】 (%)
国内債券	1,382	▲34	—
国内株式	459	▲7	—
外国債券	558	▲5	—
外国株式	508	29	—
合 計	2,918	▲17	▲0.6

(注1) 現在空欄の第4四半期等の計数については運用受託機関からの報告を受けた後精査し、決まります。なお、通期の令和6年度の総合収益の各計数及び修正総合利回り（▲0.6%）については、ベンチマーク・インデックスを使用し算出しています。

(注2) 資産欄の合計には、短期資産に係る計数が含まれています。

市場インデックス

区 分	令和6年3月末	令和6年6月末	令和6年9月末	令和6年12月末	令和7年3月末
国内債券（新案10年国債利回り）	0.725 %	1.050 %	0.855 %	1.090 %	1.485 %
国内株式（日経225）	40,369.44 円	39,563.08 円	37,919.55 円	39,894.54 円	35,617.56 円
外国債券（米10年国債利回り）	4.201 %	4.397 %	3.782 %	4.572 %	4.207 %
外国株式（NYダウ）	39,807.37 トル	39,118.86 トル	42,330.15 トル	42,544.22 トル	42,001.76 トル
為替レート（対ドル）	151.35 円	160.86 円	143.04 円	157.16 円	149.54 円
（対ユーロ）	163.46 円	172.41 円	159.64 円	162.73 円	161.53 円

【平成14年度から令和6年度までの運用実績】

区 分	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 【概算値】
総合収益（億円）	▲ 6	19	17	66	29	▲ 50	▲ 108	108	▲ 1	36	156	142	174	▲ 15	70	106	40	▲ 50	253	63	▲ 28	260	▲ 17
修正総合利回り (%)	▲ 4.65	5.99	3.40	9.80	3.27	▲ 4.73	▲ 9.25	9.14	▲ 0.06	2.36	9.62	7.75	8.78	▲ 0.69	3.26	4.75	1.71	▲ 2.08	10.82	2.39	▲ 1.08	9.85	▲ 0.6
(備考) 修正5年間の平均利回り (%)					1114~1118	1115~1119	1116~1120	1117~1121	1118~1122	1119~1123	1120~1124	1121~1125	1122~1126	1123~1127	1124~1128	1125~1129	1126~1130	1127~1131	1128~1132	1129~1133	1130~1134	R2~R5	R2~R6
					3.45	3.43	0.27	1.36	▲ 0.53	▲ 0.70	2.12	5.69	5.62	5.49	5.67	4.72	3.51	1.36	3.61	3.43	2.25	3.84	4.7

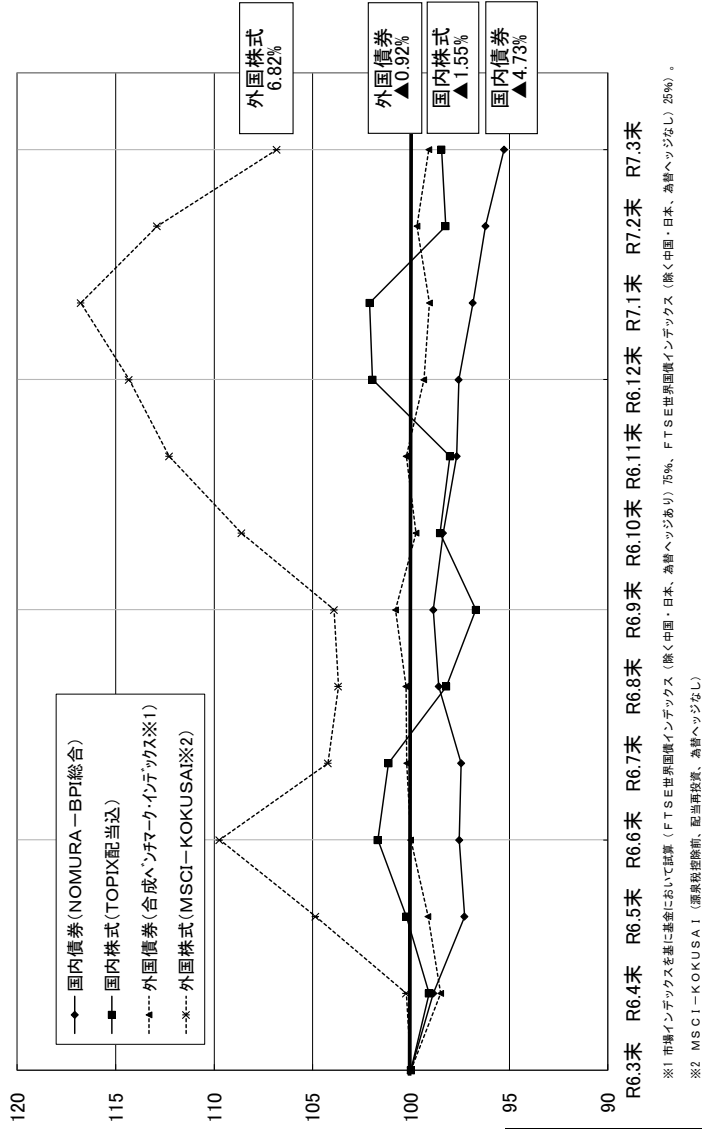
平成14年度からの平均利回り（23年間）
【概算値】

2.9%

(注) 平均利回りは、各年度の修正総合利回りをを用いて幾何平均により算出しています。

ベンチマーク・インデックスの推移

(R6.3末=100)



※1 市場インデックスを基に基金において試算（FTSE世界国債インデックス（除く中国・日本、為替ヘッジなし）75%、FTSE世界国債インデックス（除く中国・日本、為替ヘッジなし）25%）。

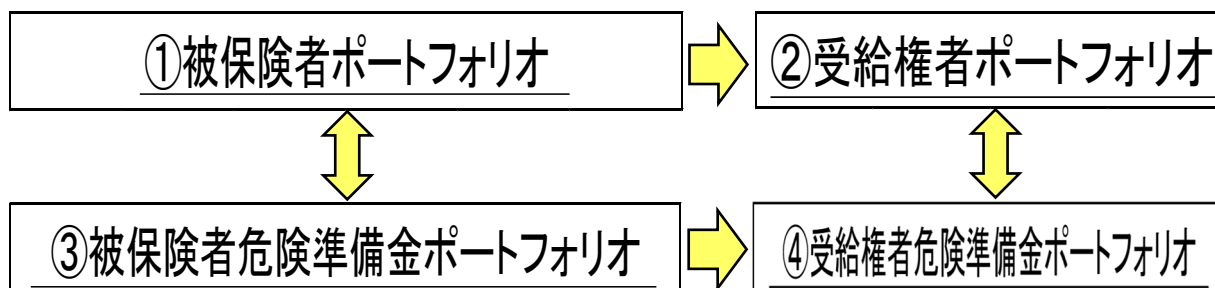
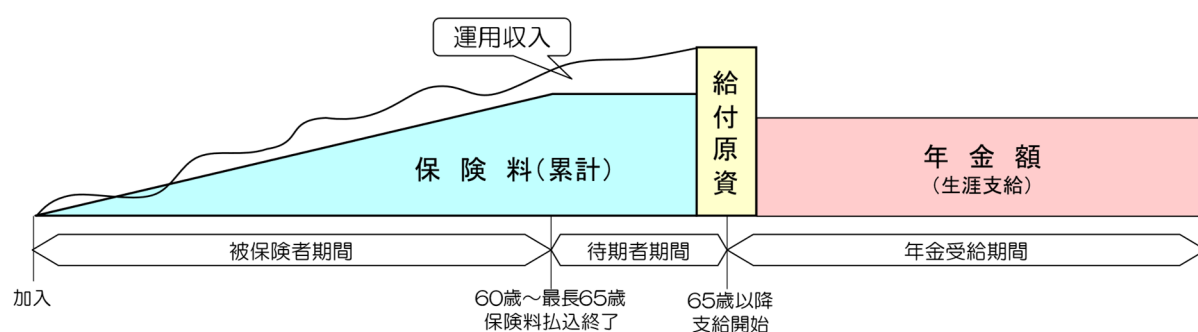
※2 MSCI-KOKUSAI（源泉税控除前、配当再投資、為替ヘッジなし）

農業者年金基金の運用について

(1) 積立方式・確定拠出型の財政方式

農業者年金は、自ら積み立てた保険料等とその運用収入に応じて年金額が事後に決まる「積立方式・確定拠出型」の年金制度であり、加入者の支払った保険料は、将来自らの年金給付に使われます。このため、保険料を支払っている方や年金を受給している方の人数が変化しても、その影響を受けにくい財政的に安定した制度です。

【農業者年金制度（積立方式・確定拠出型）のイメージ】



ポートフォリオの種類	資産規模	運用の目的	運用対象資産
①被保険者ポートフォリオ	2,990億円	・長期的、安定的に資産を増加させること	・4資産(国内債券、国内株式、外国債券、外国株式)に分散投資
②受給権者ポートフォリオ	1,099億円	・年金給付のための資産を安定的に確保すること	・国内債券100%
③被保険者危険準備金ポートフォリオ (付利準備金・調整準備金)	137億円	・元本と流動性を確保すること	・短期資産100%
④受給権者危険準備金ポートフォリオ (調整準備金)	60億円		

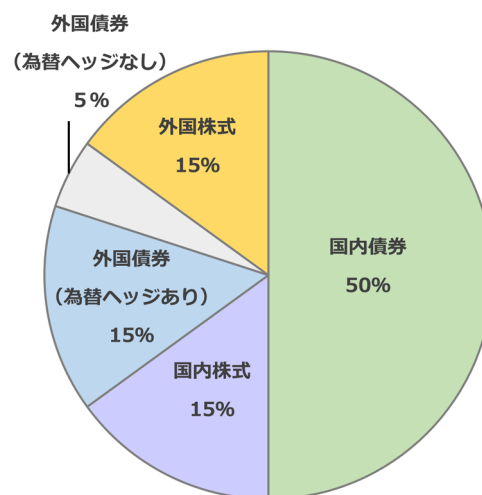
※資産規模は令和6年12月末現在

（２）農業者年金の運用の基本的な枠組み（安全かつ効率的な資産運用）

被保険者ポートフォリオの運用では、特定の資産に運用が集中することがないように分散投資を行っています。

また、株価や金利、為替が変動することを前提に、リスクの少ない国内債券を中心に、長期にわたり維持すべき資産の構成割合（政策アセットミクス）を定め、この割合を維持するように運用しています。

平成１４年の新制度発足以降、２２年間の運用利回りの平均（幾何平均）は、年率３．０５％です。



政策アセットミクス

新制度発足（平成１４年）以降の運用利回り

（単位：％）

	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
修正総合利回り	▲ 4.65	5.99	3.40	9.80	3.27	▲ 4.73	▲ 9.25	9.14	▲ 0.06	2.36	9.62

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
修正総合利回り	7.75	8.78	▲ 0.69	3.26	4.75	1.71	▲ 2.08	10.82	2.39	▲ 1.08	9.85

（３）付利準備金・調整準備金の設置

農業者年金では、一定水準以上の運用成績が得られた場合に、運用収益の一部を積み立て、運用上のリスクに備える準備金の制度を設けています。

○付利準備金：被保険者等への付利を安定的に行うために設けられた準備金で、①65歳以上の年金裁定時に付利累計額がマイナスとなった場合、及び②各年度の付利原資がマイナスとなった場合に補てんします。①の補てんを優先しており、②の補てんは付利準備金が必要な水準を確保できるまでは行いません。

○調整準備金：年金給付を安定的に行うために設けられた準備金で、年金裁定後に平均余命の伸長や大幅な市中金利の変動等により、年金の原資が不足した場合に補てんします。